

厚生労働省

令和 6 年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービスにおける
支給決定等に関する調査研究
報告書

令和 7 年 3 月

株式会社工業市場研究所

目次

事業概要	1
事業目的	4
事業の実施内容	5
アンケート調査概要	6
ヒアリング調査概要	9
調査結果・分析	14
1. 支給決定	14
(1) 明文化された支給決定基準の有無	15
(2) 支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応方法	19
(3) 支給決定の過程で実施しているプロセス	24
(4) 比較的軽度な障害者に対する支給決定の考え方	30
(5) 非定型の支給決定の割合	34
(6) 訪問系サービスにおける支給決定基準の内容	37
2. 事業者指定	41
(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定プロセス	42
(2) 障害福祉サービスの見込量の推計の考え方	46
(3) 総量規制の考え方	49
(4) 意見申出制度の活用状況	57
(5) 協議会等の活用	61
3. 障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保に関する事項	63
まとめ	65
成果等の公表方法	68
巻末資料	69

事業概要

1.事業の目的

本事業は、支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定事務の運用状況や支給決定プロセスの違いが、支給決定量にどのような影響を与えているのか把握することを目的として実施した。

2.調査方法

支給決定プロセスと、サービス供給の実態を把握するために、次の 2 つの調査を実施した。

(1) 自治体（都道府県、市町村）を対象としたアンケート調査

・都道府県：

市町村との連携状況、サービス事業者の指定、総量規制、及び意見申出制度に関するアンケート調査

・市町村：

支給決定状況、支給決定プロセス、サービス事業者の指定、総量規制、意見申出制度に関するアンケート調査

アンケート調査の回答結果は次のとおりである。

■アンケート調査回答結果

	アンケート対象 自治体	回答数	回答率
都道府県	47 団体	47 団体	100.0%
政令市	20 団体	12 団体	60.0%
中核市	62 団体	43 団体	69.4%
一般市町村	1,659 団体	687 団体	41.4%
合計	1,788 団体	789 団体	44.1%

(2) 自治体（都道府県、市町村）を対象としたヒアリング調査

・都道府県：

アンケート調査をもとに、事業者指定や総量規制の実施に特徴のある自治体を抽出、各調査項目の深掘りを目的としたヒアリング調査

・市町村：

アンケート調査をもとに、支給決定プロセスや支給決定量に特徴のある自治体を抽出、各調査項目の深掘りを目的としたヒアリング調査

ヒアリング対象自治体については、アンケート調査に回答した自治体の中から、都道府県 10 団体、市町村 40 団体の計 50 団体を抽出し、ヒアリング調査を実施した。

3.調査結果・分析

アンケート調査及びヒアリング調査の結果をもとに、以下のような視点で調査結果を集計、分析した。

(1) 支給決定

①明文化された支給決定基準の有無

明文化された支給決定基準の策定有無と、支給決定量に与える影響について分析した。また、支給決定基準を策定していない自治体において、その背景や要因をまとめた。

②支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応方法

各自治体が適切だと考える支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の支給決定事務の違いが、支給決定量に与える影響について分析した。

③支給決定の過程で実施しているプロセス

支給決定する際に決定過程で実施しているプロセスについて、市町村の実態を確認した。また、支給決定量の地域差の是正に資するプロセスについて分析した。

④比較的軽度な障害者に対する支給決定の考え方

比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方の違いについて確認した。また、一般施策の利用を検討すること（インクルージョン）の事例を確認した。

⑤非定型の支給決定の割合

介護給付費における、市町村の定める支給決定基準等と乖離する場合の支給決定（非定型）の割合について確認した。

⑥訪問系サービスにおける支給決定基準の内容

自治体において定めている訪問系サービスの支給決定基準について、各自治体がどのような観点で支給決定基準を策定しているのか確認した。また、訪問系サービスにおける支給決定の特徴や傾向についてまとめた。

(2) 事業者指定

①指定障害福祉サービス事業者の指定プロセス

指定障害福祉サービス事業者を指定する過程で実施している事項や、事業者指定において難しいと感じる点を確認した。また、指定事務を通して感じた障害福祉サービスの質について、各自治体の意見をまとめた。

②障害福祉サービスの見込量の推計の考え方

各自治体における障害福祉サービスの見込量の推計方法や、見込量の設定で考慮していることについて確認した。

③総量規制の考え方

各自治体における総量規制の実施状況や基本的な考え方について確認し、どのような趣旨でどのような総量規制が実施されているのかをまとめた。また、総量規制の対象として加えた方がよいサービスについて、各自治体からの意見をまとめた。

④意見申出制度の活用状況

制度の活用状況を確認し、具体的な活用事例や今後活用を進めていく上での課題についてまとめた。

⑤協議会等の活用

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の指定における協議会の活用状況を確認し、その効果について取り上げた。

(3) 障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保に関する事項

障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保の観点から、必要と考えられる取組や市町村に付与されることが望ましいと考えられる権限について様々な意見が得られた。

事業目的

障害福祉サービスの利用状況については、地域ごとの偏りが生じている現状が指摘されており、公平・適切なサービスを今後も維持していくためには、地域差を是正する必要性がある。

本調査研究は、障害福祉サービスの地域差について、自治体における障害福祉サービスの支給決定事務の運用プロセスに関するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、地域差が生じている要因を分析することで、公平・適切かつ持続可能な障害福祉サービスの提供に資することを目的として実施した。

事業の実施内容

1. アンケート調査

(1) 市町村向けアンケート調査

障害福祉サービスにおける支給決定プロセスについては、厚生労働省が提示する「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」に従い、市町村が窓口となって支給決定プロセスの運用をしている。

ただし、サービスの提供に関しては利用者の個別性が高いため、支給決定の判定を行う際に市町村に判断が委ねられているプロセスが存在する。したがって、市町村における運用方法の違いや市町村独自の取り組みが、支給決定にどのような影響を与えているかを把握するため、全国の市町村に対して、各サービスの支給決定量、支給決定プロセス、総量規制の実施状況、意見申出制度の活用状況、サービス事業者の指定状況、支給決定事務において自治体が抱える課題、等についてアンケート調査を行った。

(2) 都道府県向けアンケート調査

支給決定事務においては市町村が窓口となって実施しているが、サービスを提供する事業者の指定については、事業者指定権限のある市町村を除き、都道府県がサービス事業者を指定している。

サービス供給面における運用方法の違いや自治体独自の取り組みが、支給決定にどのように影響しているかを把握するため、全国の都道府県に対して、市町村との連携状況、サービス事業者の指定状況、総量規制の実施方針、意見申出制度の活用状況、等について調査を行った。

2. ヒアリング調査

市町村においては、支給決定量や支給決定プロセスに特徴のある自治体を選定し、アンケート調査では実態を把握しにくい詳細な支給決定プロセスについてヒアリング調査を実施した。支給決定事務の運用方法や課題などを多角的にヒアリングすることで、支給決定プロセスの中で地域差が生じやすい要因がどこにあるのかを調査した。

都道府県においては、事業者指定に関する運用方法の違いや独自の取り組みに特徴のある自治体を選定し、アンケートの内容を深掘りすることを目的にヒアリング調査を実施した。管内市町村との連携状況やサービス事業者の指定における考え方についてヒアリングを行うことで、サービス供給面の違いが支給決定にどのような影響を与えているのかを調査した。

アンケート調査概要

1.調査概要

アンケート調査の調査対象、調査期間は次のとおりである。

■調査対象・調査期間

調査対象	都道府県（47 団体）、政令市（20 団体）、中核市（62 団体）、一般市町村（1,659 団体）の障害保健福祉主管部（局）
調査期間	令和 6 年 11 月 12 日（火）～令和 6 年 11 月 27 日（水）

2.調査項目

アンケート調査の調査項目は次のとおりである。

■都道府県向けアンケートの調査項目

調査項目	・ 自治体の基本情報 ・ 管内市町村との連携状況 ・ 障害福祉サービス事業者の指定 ・ 意見申出制度の活用状況 ・ 総量規制に対する考え方 ・ 支給決定事務全般における課題
------	---

■政令市・中核市・事業者指定権限のある市町村向けアンケートの調査項目

調査項目	・ 自治体の基本情報 ・ 支給決定量 ・ 介護給付費に係る支給決定事務 ・ 訓練等給付に係る支給決定事務 ・ 障害福祉サービス事業者の指定 ・ 総量規制に対する考え方 ・ 支給決定事務全般における課題
------	--

■事業者指定権限の無い市町村向けアンケートの調査項目

調査項目	・ 自治体の基本情報 ・ 支給決定量 ・ 介護給付費に係る支給決定事務 ・ 訓練等給付に係る支給決定事務 ・ 意見申出制度の活用状況 ・ 総量規制に対する考え方 ・ 支給決定事務全般における課題
------	---

3.実施方法

厚生労働省の調査・照会（一斉調査）システムを利用してアンケート調査票を送付・回収し、調査事務局に共有してもらう方法で行った。

4.回収状況

アンケート調査の回収状況は次のとおりである。

■アンケート調査の回収状況

	アンケート対象 自治体	回答数	回答率
都道府県	47 団体	47 団体	100.0%
政令市	20 団体	12 団体	60.0%
中核市	62 団体	43 団体	69.4%
一般市町村	1,659 団体	687 団体	41.4%
合計	1,788 団体	789 団体	44.1%

5.集計時の留意点

- ・ 回答の比率は、その質問の回答者数を基数として算出し、少数第2位を四捨五入しているため、百分比の合計が100.0%にならないことがある。
- ・ 複数回答の質問の場合、回答は選択肢の有効回答数に対しそれぞれの割合を示しており、その比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- ・ 本来回答すべきでない質問に回答しているもの（例として、「介護給付費における定量的な支給決定基準は定めていない」と回答した自治体が「訪問系サービスにおける支給決定基準の内容」に回答している場合、など）は、基本的には無効とみなし、無回答として処理している。

- ・ アンケート調査の結果について、誤入力等による異常値が見られたため、平均値・標準偏差を算出する際は、平均値から標準偏差の3倍以上離れた値を異常値として扱い、その数値を除いて再度集計した結果を掲載している。
- ・ ヒアリング調査の結果について、同旨の回答があった場合、まとめて掲載している。その場合は、掲載した自治体を含めていくつの自治体から回答があったかを併記している。
- ・ 人口千人当たり障害福祉サービス利用者数は、アンケート調査の結果に基づき、介護給付・訓練等給付・相談支援の各サービスの利用者数の合計（各サービスで重複する利用者はそれぞれのサービスで計上し、延べ数で計算する）を、各自治体の人口で割って算出したものである。各サービス利用者数と人口は2024年10月1日時点の回答を原則としているが、当該時点での算出が困難な自治体はそれぞれ直近の集計値を回答してもらった。

ヒアリング調査概要

1. ヒアリング調査対象自治体の抽出方法

(1) 都道府県

都道府県のヒアリング対象については、以下の検討項目において特徴的な回答がみられた自治体を 10 自治体抽出した。

■ ヒアリング対象を抽出するための検討項目（都道府県）

検討項目	・ 人口当たりの障害福祉サービス事業所数 ・ 管内市町村との連携 ・ 事業者指定のプロセス ・ 意見申出制度の活用事例有無 ・ 総量規制の導入に対する考え方 ・ 管内市町村の回答状況
------	--

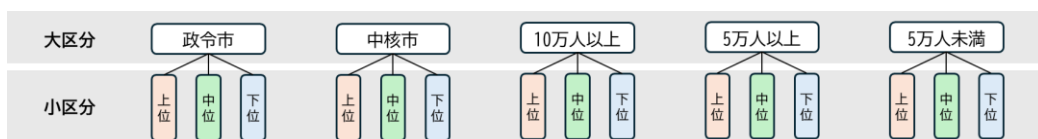
(2) 市町村

市町村のヒアリング対象については、支給決定量の多い自治体・少ない自治体における支給決定プロセスの特徴を把握するため、支給決定量ベース（人口千人当たり延べ支給決定者数）をもとに抽出を行った。また、アンケート調査において特徴的な回答がみられた自治体に対してもヒアリング調査を実施すべく、支給決定量ベースに加えてアンケート調査ベースでの抽出を行った。

【支給決定量ベースの抽出方法】

- 自治体を都市規模別（政令市、中核市、人口 10 万人以上、人口 5 万人以上、人口 5 万人以下）に区分する（大区分）。
- 大区分の自治体の中で、「人口千人当たりの延べ障害福祉サービス支給決定者数」を昇順に並べ、上位・中位・下位の 3 つに区分する（小区分）。
- 各小区分から 2 自治体、合計で 30 自治体を任意で抽出し、支給決定量ベースのヒアリング対象とする。

■ 抽出イメージ



【アンケートベースの抽出方法】

アンケート調査の内容に関して、以下の検討項目において特徴的な回答がみられた市町村を 10 自治体抽出した

■ヒアリング対象を抽出するための検討項目（市町村）

検討項目	・ 人口当たりの障害福祉サービス事業所数 ・ 支給決定基準の有無 ・ 訪問系サービスにおける支給決定プロセス ・ 非定型の支給決定割合 ・ 軽度障害者に対する支給決定の対応 ・ 意見申出制度の活用事例
------	---

2.調査概要

ヒアリング調査の調査対象・調査期間は次のとおりである。

■ヒアリング調査対象・調査期間

調査対象	下記各自治体の障害保健福祉主管部（局） ・ 都道府県（計 10 団体） ・ 市町村（計 40 団体） -支給決定量ベース：30 団体（政令市、中核市、人口 10 万人以上、人口 5 万人以上、人口 5 万人以下、のそれぞれから 6 団体ずつ抽出） -アンケートベース：10 団体（中核市 3 団体、一般市町村 7 団体）
調査期間	令和 6 年 12 月 27 日（金）～令和 7 年 2 月 20 日（木）

3.調査項目

ヒアリング調査の調査項目は次のとおりである。

■ヒアリング調査の調査項目（都道府県）

調査項目	・ 管内市町村との連携状況 -連携頻度 -連携内容 -連携において工夫している点 -連携において困っている点 ・ 障害福祉サービス事業者の指定 -事業者指定において難しいと感じる業務・要因 -新規事業者の参入状況 -事業者指定のプロセス -事業者指定に関する懸念点 -事業者指定の権限移譲に対する考え方 ・ 意見申出制度の活用状況 -現状の活用状況 -具体的な活用事例 -活用を進めていく上での改善点 ・ 総量規制に対する考え方 -総量規制の検討状況 -総量規制の対象として加えるべきサービス -総量規制のメリット・デメリット ・ 支給決定事務全般における課題
------	---

■ ヒアリング調査の調査項目（政令市・中核市・事業者指定権限のある市町村）

調査項目	・ 支給決定量の多寡に関する見解 ・ 支給決定プロセス -支給決定事務において難しいと感じる業務・要因 -支給決定基準の策定方法 -サービス等利用計画案の内容に対する見解 ・ 訪問系サービスの支給決定状況 -訪問系サービスの支給決定の特徴 -訪問系サービスの支給判断 -居宅介護の支給状況 -重度訪問介護の支給状況 ・ 障害福祉サービス事業者の指定 -事業者指定において難しいと感じる業務・要因 -新規事業者の参入状況 -事業者指定のプロセス -事業者指定に関する懸念点 -事業者指定の権限移譲に対する考え方 ・ 総量規制に対する考え方 -総量規制の検討状況 -総量規制の対象として加えるべきサービス -総量規制のメリット・デメリット ・ 支給決定事務全般における課題
------	--

■ヒアリング調査の調査項目（事業者指定権限のない市町村）

調査項目	・ 支給決定量の多寡に関する見解 ・ 支給決定プロセス -支給決定事務において難しいと感じる業務・要因 -支給決定基準の策定方法 -サービス等利用計画案の内容に対する見解 ・ 訪問系サービスの支給決定状況 -訪問系サービスの支給決定の特徴 -訪問系サービスの支給判断 -居宅介護の支給状況 -重度訪問介護の支給状況 ・ 障害福祉サービス事業者の指定 -新規事業者の参入状況 -事業者指定の権限移譲に対する考え方 ・ 意見申出制度の活用状況 -現状の活用状況 -具体的な活用事例 -活用を進めていく上での改善点 ・ 総量規制に対する考え方 -総量規制の認知度 -総量規制の検討状況 -総量規制の対象として加えるべきサービス -総量規制のメリット・デメリット ・ 支給決定事務全般における課題
------	--

4.実施方法

調査事務局の調査員が直接自治体へ訪問、もしくは Web 会議システムによる対面でのヒアリングを行った。

なお、対象自治体へ事前にヒアリング項目を送付し、調査前に内容を確認いただいた。また、必要に応じて後日電話やメールでの確認を行った。

調査結果・分析

アンケート調査及びヒアリング調査を踏まえ、各自治体における支給決定プロセスの違いが支給決定量に与える影響について、次のとおり調査結果を取りまとめた。

1. 支給決定

人口千人当たりの障害福祉サービス利用者数は、政令市で最大 37.4 人／最小 15.0 人、中核市で最大 43.2 人／最小 10.1 人、人口 10 万人以上市町村で最大 44.5 人／最小 4.2 人、人口 5 万人以上市町村で最大 180.7 人／最小 0.9 人、人口 5 万人未満市町村で最大 282.8 人／最小 0.0 人となっており、同じ人口規模の自治体間であっても大きな差が見られることが確認できた。

■人口千人当たり障害福祉サービス利用者数（単位：人）

	回答 自治体数 (団体)	平均値	最大値	最小値
政令市	12	24.4	37.4	15.0
中核市	43	23.5	43.2	10.1
人口 10 万人 以上市町村	111	20.3	44.5	4.2
人口 5 万人 以上市町村	138	23.3	180.7	0.9
人口 5 万人 未満市町村	438	30.8	282.8	0.0
合計	742	27.3	282.8	0.0

支給決定量に地域差が生じる要因について、次の観点で調査結果の分析を行った。

(1) 明文化された支給決定基準の有無

<アンケート調査>

明文化された支給決定基準について、市町村の整備状況を確認した。

介護給付においては、人口規模が大きい自治体において明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられた。政令市、中核市、人口10万人以上市町村では8割以上の自治体で明文化された支給決定基準が整備されている状況が確認された。

一方、人口5万人以上市町村では明文化された支給決定基準を設けている自治体は6割程度、人口5万人未満市町村では半数程度となっており、自治体間で支給決定基準の整備状況に差が見られる結果となった。

訓練等給付においては、中核市で明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられるものの、それ以外の自治体においては人口規模別による支給決定基準の整備状況の違いがみられなかった。「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」に原則の支給日数が示されていることから、個別に訓練等給付の明文化された支給決定基準を設けず、事務処理要領に従って支給決定する自治体が多いことが要因と考えられる。

■【介護給付】明文化された支給決定基準の有無（単位：％）

	回答自治体数 (団体)	明文化された基準あり (要綱を公表)	明文化された基準あり (公表無し)	明文化された基準無し (部署内で考え方を統一)	明文化された基準無し (担当者で判断)	その他
政令市	12	41.7	41.7	16.7	0.0	0.0
中核市	43	48.8	46.5	2.3	2.3	0.0
人口10万人以上市町村	111	27.9	52.3	14.4	3.6	1.8
人口5万人以上市町村	138	21.7	39.9	33.3	3.6	1.4
人口5万人未満市町村	438	16.2	32.4	33.8	13.0	4.6
合計	742	21.3	37.7	28.7	9.0	3.2

■【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	明文化さ れた基準 あり（要 綱を公 表）	明文化さ れた基準 あり（公 表無し）	明文化さ れた基準 無し（部 署内で考 え方を統 一）	明文化さ れた基準 無し（担 当者で判 断）	その他
政令市	12	16.7	41.7	41.7	0.0	0.0
中核市	43	46.5	34.9	18.6	0.0	0.0
人口 10 万人 以上市町村	111	19.8	38.7	30.6	6.3	4.5
人口 5 万人 以上市町村	138	15.2	29.0	49.3	4.3	2.2
人口 5 万人 未満市町村	438	13.9	23.1	42.7	15.1	5.3
合計	742	17.0	27.5	40.7	10.6	4.2

また、支給決定基準の有無と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係をみると、明文化された支給決定基準を設けておらず担当者判断で支給決定を行っている自治体において、介護給付、訓練等給付ともに支給決定者数の標準偏差が大きく、支給決定者数の平均値も大きくなっていることが確認された。

支給決定に際して、統一された基準や運用方法の有無が、支給決定量の地域差（ばらつき）を生んでいる要因の一つとして影響していることが考えられる。

■【介護給付】明文化された支給決定基準の有無と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	明文化された基 準あり（要綱を 公表）	明文化された基 準あり（公表無 し）	明文化された基 準無し（部署内 で考え方を統 一）	明文化された基 準無し（担当者 で判断）
最大値	37.9	23.2	23.8	31.0
平均値	9.1	8.7	9.3	10.0
最小値	2.2	3.2	0.0	0.0
標準偏差	4.3	2.9	3.4	5.0

■【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）
最大値	35.9	17.3	19.0	29.1
平均値	7.2	6.9	7.5	8.1
最小値	2.7	1.5	0.0	0.0
標準偏差	3.9	2.4	2.7	4.0

＜ヒアリング調査＞

支給決定基準を定めていない自治体について、基準を定めていない理由をヒアリングした結果、「公平・公正で効率的な支給決定を行うために必要性を把握しているものの、人員が不足しており支給決定基準を定めることができていない」という声が多く聞かれた。

一方で、あらかじめ支給決定基準を定めている場合であっても、数値化するのが困難な事項については個々に勘案することが適当であり、また、支給決定基準と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として市町村審査会に意見を求めることができることとされているものの、市町村によっては、「障害福祉サービスは障害者一人ひとりの状況に合わせて支給決定すべきであり、基準を定めることで柔軟なサービス利用の妨げになる」と考えている自治体もあり、支給決定基準を定めていない自治体において、基準の策定に対する考え方が異なる場合があることも見受けられた。

支給決定基準を定めていない理由
・ 事務処理要領は参考にしているが、個人個人によって状況が異なるため、一律に基準を設けるようなものではなくその都度判断が必要なものと認識しているため。(5自治体より同旨の回答あり) ・ 現状、特段基準が必要と感じるケースがあまり無いため。(2自治体より同旨の回答あり) ・ 特に家事援助において基準はあった方が良いと感じるが、利用者の状況やニーズがかなり多様化してきており、基準があることで柔軟に支給決定できなくなるのではないかと考えることもある。また、マンパワー不足のため基準を定められていない側面もある。 ・ これまでは特段必要な場面が少なかったが、就労系や訪問系サービスを中心に支給決定基準が無いと困るが増えてきた。そのため、他市の基準や国庫負担基準を参考にしながら、支給決定基準を作成中。 ・ 支給決定事務を遂行する上で基準があった方がやりやすいと感じるため作成中だが、人員不足で基準策定に時間を割けていない状況。 ・ 過去に定めようとしたものの、相談支援専門員から反対の声が挙がったため。 ・ 職員としてはあった方が良くと思う反面、すでに支給決定している人が基準に合致しない場合に説明が難しくなるため、今のところ支給決定基準を設ける予定はない。

（２）支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応方法

＜アンケート調査＞

各自治体が適切だと考える支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の支給決定事務の違いについて確認した。

介護給付においては、市町村審査会の意見を優先する自治体が多くみられた。特に、政令市、中核市、人口 10 万人以上市町村では半数以上の自治体で市町村審査会の意見を優先する対応を取っている状況が確認された。

一方、人口 5 万人以上市町村、人口 5 万人未満市町村では、計画相談支援事業者の意見を優先する自治体が 3 割程度と多く、市町村審査会の意見を優先する自治体と同程度の数となっている。利用者の希望を優先して支給決定を行う自治体も一定数みられ、自治体間で支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の支給決定プロセスに違いが見られる結果となった。

訓練等給付においては、介護給付と同様に市町村審査会の意見を優先する自治体が多くみられたことに加え、原則支給決定通り支給する自治体も多くみられた。「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」に原則の支給日数が示されていることから、事務処理要領に従って支給決定する自治体が多いことが要因と考えられる。

また、人口 5 万人以上市町村、人口 5 万人未満市町村では、計画相談支援事業者の意見を優先する自治体が 3 割以上となっており、人口規模が小さい自治体においては、介護給付、訓練等給付ともに計画相談支援事業者が支給決定に大きな影響を与えている現状が確認された。

■【介護給付】支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応方法（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	原則支 給決定 通り支 給する	主治医 の意見 を優先 する	市町村 審査会 の意見 を優先 する	計画相 談支援 事業者 の意見 を優先 する	サービ ス提供 事業者 の意見 を優先 する	利用者 の希望 を優先 する	その他
政令市	12	8.3	0.0	66.7	16.7	8.3	0.0	0.0
中核市	43	7.0	0.0	69.8	9.3	0.0	0.0	14.0
人口 10 万人 以 上 市 町村	111	13.5	0.0	53.2	18.0	1.8	1.8	11.7
人口 5 万人 以 上 市 町村	138	15.2	2.2	40.6	29.0	0.7	2.9	9.4
人口 5 万人 未 満 市 町村	438	23.5	1.6	26.3	36.1	0.5	5.3	6.8
合計	742	19.3	1.3	36.1	30.2	0.8	3.9	8.4

■【訓練等給付】支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応方法（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	原則支 給決定 通り支 給する	主治医 の意見 を優先 する	市町村 審査会 の意見 を優先 する	計画相 談支援 事業者 の意見 を優先 する	サービ ス提供 事業者 の意見 を優先 する	利用者 の希望 を優先 する	その他
政令市	12	25.0	0.0	41.7	8.3	8.3	8.3	8.3
中核市	43	27.9	0.0	37.2	18.6	0.0	4.7	11.6
人口 10 万人 以上 市 町村	111	33.3	0.9	31.5	18.9	3.6	0.9	10.8
人口 5 万人 以上 市 町村	138	29.7	1.4	24.6	30.4	2.2	1.4	10.1
人口 5 万人 未 満 市 町村	438	33.8	0.9	15.5	37.7	1.8	4.6	5.7
合計	742	32.5	0.9	21.3	31.9	2.2	3.5	7.7

また、支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の対応方法の違いと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係をみると、利用者の希望を優先する自治体において、介護給付、訓練等給付ともに支給決定者数の標準偏差が大きく、支給決定者数の平均値も大きくなっていることが確認された。

市町村審査会などの第三者機関を通して支給決定を行う自治体に比べて、利用者の要望通り支給決定をする自治体では、支給決定量の地域差が生じやすい傾向にあることが示された。

■【介護給付】支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の対応方法と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	原則支給決定通り支給する	主治医の意見を優先する	市町村審査会の意見を優先する	計画相談支援事業者の意見を優先する	サービス提供事業者の意見を優先する	利用者の希望を優先する
最大値	37.9	13.7	23.2	26.2	12.0	31.0
平均値	9.3	9.2	8.4	9.5	9.0	10.4
最小値	3.1	5.3	0.0	0.0	5.2	0.0
標準偏差	4.1	2.6	2.8	3.4	2.0	5.7

■【訓練等給付】支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の対応方法と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	原則支給決定通り支給する	主治医の意見を優先する	市町村審査会の意見を優先する	計画相談支援事業者の意見を優先する	サービス提供事業者の意見を優先する	利用者の希望を優先する
最大値	35.9	13.4	27.9	19.7	10.4	29.1
平均値	7.5	8.6	7.0	7.2	6.7	9.3
最小値	0.0	6.3	0.0	0.0	2.7	1.6
標準偏差	3.3	2.5	2.8	2.7	2.3	5.1

＜ヒアリング調査＞

支給決定基準等に基づく支給決定量を超えたサービス量を支給決定する場合の対応方法についてヒアリングした結果、「部門内の協議や市町村審査会に意見を求め、組織として支給決定を判断する」という意見が多く聞かれた。

一方で、支給決定基準や非定型の基準を定めていない自治体においては、「担当者が判断する」という意見も一定数見られ、支給決定量を超えたサービス量を支給決定する場合の対応方法は自治体によって異なる状況が窺える。

支給決定量を超えたサービス量を支給決定する場合の対応方法
・ 基準を超える場合や、判断に迷うような支給量を要望する場合は、必要に応じて相談支援専門員や課内協議などを実施したうえで支給決定する。（7自治体より同旨の回答あり） ・ 基準を超える場合は、課内で検討したうえで市町村審査会にて支給決定を判断する。（4自治体より同旨の回答あり） ・ 基本的に自治体の支給決定ガイドラインに則って判断している。 ・ 基準を超える場合は全て非定型として扱う。ただし、基準の1.5倍以下・2か月以内の支給に限っては、市町村審査会を経ずに支給決定を行う。 ・ 基準の2倍を超える場合は非定型として扱い、ケース検討会議を経て支給決定を行っている。 ・ 必要に応じて計画相談支援事業所へ本人の生活状況や必要な支給量について聴取している。 ・ 過去の支給実績を参考にしながら、基本的には基準内で収まるような支給量となるように本人の状況を確認する。超える場合は検討会議で諮る。 ・ 過去の支給実績を参考に、必要に応じて医療機関にも確認しながら支給決定を行っている。 ・ 基準を超える場合は、相談支援専門員や申請者等に状況を確認し、個別判断を行っているため、時間がかかっている。 ・ 市の手引きに記載されている基準を超える場合、基準×120%以上の場合は課内会議で支給量を判断し、基準×200%以上の場合は市町村審査会で支給決定を行っている。

（３）支給決定の過程で実施しているプロセス

＜アンケート調査＞

支給決定する際に、決定過程で実施しているプロセスについて、市町村の実態を確認した。

介護給付においては、「相談支援専門員による聴取」で 81.4%、「自治体職員による申請者との面接」で 77.2%、「サービス等利用計画案の評価」で 70.8%となっており、支給決定の際にこれらのプロセスが多く自治体で実施されていることが確認された。

一方で、障害者更生相談所、協議会に設定した検討の場の活用など、第三者機関への活用については少数にとどまった。

訓練等給付においては、「相談支援専門員による聴取」で 80.3%、「自治体職員による申請者との面接」で 76.4%、「サービス等利用計画案の評価」で 67.4%となっており、介護給付と概ね同様の結果となった。

■【介護給付】支給決定の過程で実施しているプロセス（単位：％、複数回答）

	回答自治体数（団体）	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	100.0	83.3	58.3	16.7	25.0	16.7	41.7	91.7	58.3	16.7	8.3
中核市	43	79.1	67.4	48.8	2.3	0.0	4.7	25.6	83.7	37.2	0.0	4.7
人口10万人以上市町村	111	82.9	81.1	54.1	0.9	2.7	5.4	25.2	73.9	46.8	1.8	3.6
人口5万人以上市町村	138	76.1	84.1	40.6	0.7	2.2	3.6	19.6	74.6	33.3	4.3	2.2
人口5万人未満市町村	438	75.3	82.0	25.3	1.4	0.9	1.6	11.2	66.9	15.5	2.3	2.5
合計	742	77.2	81.4	34.4	1.5	1.8	3.0	16.2	70.8	25.5	2.7	2.8

■【訓練等給付】支給決定の過程で実施しているプロセス（単位：％、複数回答）

	回答自治体数（団体）	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	100.0	75.0	41.7	25.0	25.0	16.7	50.0	91.7	58.3	25.0	16.7
中核市	43	81.4	69.8	39.5	0.0	0.0	4.7	30.2	74.4	37.2	2.3	4.7
人口 10 万人以上市町村	111	82.0	82.0	36.0	1.8	3.6	4.5	20.7	69.4	42.3	1.8	1.8
人口 5 万人以上市町村	138	79.7	84.1	22.5	0.0	0.7	5.1	23.9	72.5	31.9	4.3	2.9
人口 5 万人未満市町村	438	72.8	79.9	11.4	0.9	0.7	1.6	10.3	63.9	14.8	1.8	3.4
合計	742	76.4	80.3	19.3	1.2	1.5	3.1	16.2	67.4	24.1	2.7	3.4

また、支給決定の過程で実施しているプロセスと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係をみると、「(自立支援) 協議会に設定した検討の場の活用」を実施している自治体において、介護給付、訓練等給付ともに支給決定者数の標準偏差が小さいことが確認された。

■【介護給付】支給決定の過程で実施しているプロセスと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用
最大値	37.3	37.9	37.3	21.9	21.9	21.9	21.9	37.3	23.2	12.3
平均値	8.9	9.0	8.4	9.0	9.1	8.1	8.9	8.8	8.6	8.2
最小値	0.0	0.0	0.0	4.8	4.7	2.0	3.5	0.0	0.0	5.4
標準偏差	3.4	3.7	3.4	4.5	4.4	3.8	3.1	3.3	3.4	2.0

■【訓練等給付】支給決定の過程で実施しているプロセスと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用
最大値	29.1	35.9	15.1	11.9	11.1	15.1	15.1	19.7	15.1	10.6
平均値	7.1	7.3	6.8	7.3	6.7	6.8	7.2	7.2	6.6	7.0
最小値	0.0	0.0	0.0	3.5	4.0	0.0	3.4	0.3	0.0	3.9
標準偏差	2.7	3.1	2.4	2.8	2.2	3.0	2.3	2.6	2.5	2.0

＜ヒアリング調査＞

支給決定の過程で実施しているプロセスについて、市町村の（自立支援）協議会を活用している事例をヒアリングした結果、協議会の活動の中で就労支援のための取り組みを行っている事例や、協議会を通してサービス利用の実態の把握をしている自治体の事例がみられた。

(自立支援) 協議会の活用事例
・ （自立支援）協議会の専門部会において就労支援ガイドブックを作成し、配布している。就労希望がある場合は、そのガイドブックを参照してもらうほか、障害者就業・生活支援センターに繋ぐなどしてサポートしている。 ・ 協議会では、相談支援専門員が何でも話せるような場を提供できるよう心掛けている。特に利用者のモニタリングにおいて、実際にあった事例などを相談支援専門員が率直に話せるような場を設け、サービス利用の実態の把握に繋げている。

また、アンケート調査で回答した内容に加えて、支給決定の過程でセルフプラン率の改善に取り組んでいる自治体が一定数みられた。セルフプラン率の改善に関して、各自治体でどのような考え方や取り組みがなされているかをヒアリングした。

主な取り組み事例としては、相談支援事業者を紹介するケースや、基幹相談支援センターとの連携が多くみられた。

一方で、セルフプランについては「相談支援専門員の負担がかなり大きくなっており、なかなか相談支援専門員が捕まらないためセルフプランを希望する人がいる」という声も聞かれ、相談支援事業者が充足していない自治体も見受けられた。

セルフプラン率の改善の取り組み事例
・ 基本的には相談支援専門員とつながっていない利用者が来庁した場合は、計画相談支援事業所を紹介している。 ・ セルフプランを認めていない。原則、計画相談支援事業所を案内して、相談支援専門員と作成してもらう運用としている。どうしても見つからない場合は、ケースワーカーに相談してもらうこともある。 ・ 基幹相談支援センターが市内に4つあり、そこと連携して計画相談支援事業者を紹介してもらっている。 ・ 基幹相談支援センターの紹介などを進めており、少しずつではあるが効果が出始めてきていると感じている。

（４）比較的軽度な障害者に対する支給決定の考え方

＜アンケート調査＞

一般施策の利用を検討すること（インクルージョン）は、障害者の自立や社会参加において必要な観点であることから、各自治体における、比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方の違いについて確認した。

介護給付においては、「利用の希望があれば広く支給決定を行う」と回答した自治体が53.9%となっており、半数以上の自治体で広く支給決定する考えをもっていることが確認された。一方で、「まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う」と回答した自治体は19.0%で、障害福祉サービス以外の社会資源を活用する考え方の自治体も一定数みられた。

訓練等給付においては、「利用の希望があれば広く支給決定を行う」と回答した自治体が61.7%、「利用の希望があれば広く支給決定を行うが、支給量は、初めは少なめに決定する」は11.6%、「まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う」は19.0%となっており、介護給付と概ね同様の結果となった。

■【介護給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方（単位：％）

	回答 自治体数 (団体)	利用の希望 があれば広く 支給決定 を行う	利用の希望 があれば広く 支給決定 を行うが、 支給量は、 初めは少な めに決定す る	まずは一般 施策の利用 を検討し、 関係機関と の調整等を行 う	その他
政令市	12	50.0	16.7	25.0	8.3
中核市	43	74.4	4.7	9.3	11.6
人口10万人 以上市町村	111	50.5	24.3	18.9	6.3
人口5万人 以上市町村	138	47.8	23.9	22.5	5.8
人口5万人 未満市町村	438	54.8	20.8	18.7	5.7
合計	742	53.9	20.9	19.0	6.2

■【訓練等給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方（単位：％）

	回答 自治体数 (団体)	利用の希望があれば広く支給決定を行う	利用の希望があれば広く支給決定を行うが、支給量は、初めは少なめに決定する	まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う	その他	未回答
政令市	12	50.0	16.7	25.0	8.3	0.0
中核市	43	81.4	4.7	7.0	7.0	0.0
人口10万人以上市町村	111	71.2	8.1	15.3	2.7	2.7
人口5万人以上市町村	138	53.6	12.3	29.7	2.2	2.2
人口5万人未満市町村	438	60.3	12.8	17.6	4.1	5.3
合計	742	61.7	11.6	19.0	3.8	3.9

また、比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係をみると、「まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整を行う」と回答した自治体において、介護給付、訓練等給付ともに支給決定者数の標準偏差が小さくなっていることが確認された。

一般施策の利用を検討すること（インクルージョン）は、障害者の自立や社会参加において必要な観点であり、なおかつ支給決定量の地域差の是正にも寄与することが示された。

■【介護給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	利用の希望があれば 広く支給決定を行う	利用の希望があれば 広く支給決定を行う が、支給量は、初め は少なめに決定する	まずは一般施策の利 用を検討し、関係機 関との調整等を行う
最大値	37.9	37.3	19.7
平均値	9.4	8.7	8.8
最小値	0.0	2.2	3.2
標準偏差	3.9	3.5	2.9

■【訓練等給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係（単位：人）

	利用の希望があれば 広く支給決定を行う	利用の希望があれば 広く支給決定を行う が、支給量は、初め は少なめに決定する	まずは一般施策の利 用を検討し、関係機 関との調整等を行う
最大値	35.9	19.0	14.7
平均値	7.4	7.2	7.0
最小値	0.0	1.4	0.3
標準偏差	3.2	2.8	2.2

＜ヒアリング調査＞

比較的軽度な障害者に対する支給決定において、「まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う」と回答した自治体について、どのような機関にどのような調整を行っているのかヒアリングした結果、「基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等との連携や調整を行っている」という意見が多く聞かれた。

また必要に応じて、民間のサービスや地域コミュニティにつないでいる事例もあり、障害福祉サービス以外の社会資源を積極的に活用する考え方をもっている自治体が一定数みられた。

比較的軽度な障害者に対する支給決定における一般施策利用の具体例
・ 障害福祉サービス以外の手段で解決できるものがあれば活用を促す。具体的には、就労支援センター、基幹相談支援センターといった施設への紹介や連携。（7自治体より同旨の回答あり） ・ （自立支援）協議会の下部組織において就労支援ガイドブックを作成し、配布している。就労希望がある場合は、そのガイドブックを参照してもらうほか、障害者就業・生活支援センターに繋ぐなどしてサポートしている。 ・ 高齢者やひきこもり状態の方から社会的居場所を求めて就労継続支援 B 型の利用を求められた場合は、地域活動支援センターを紹介している。 ・ 軽度の精神障害者の利用が増えている。この他、発達障害、ひきこもり、妊娠・出産後にうつになった方の精神障害者の利用がある。また、居宅介護の家事援助について、家事代行のような利用の希望などがあり、地域の様々な支援（フォーマル、インフォーマル）の利用も提案している。

（５）非定型の支給決定の割合

＜アンケート調査＞

介護給付費における、非定型の割合について確認した。なお、回答は支給決定事務を行っている各自治体担当者の見解に基づき回答してもらったものであり、実際の支給決定の実績データに基づくものではないことに注意が必要である。

人口規模にかかわらず、９割程度の自治体で非定型の支給決定は「０～２割程度」ととどまっていると回答しており、多くの自治体で介護給付における非定型の支給決定割合は少なくなっている。

■【介護給付】非定型の支給決定の割合（単位：％）

	回答 自治体数 (団体)	０～２割 程度	２～４割 程度	４割以上
政令市	12	100.0	0.0	0.0
中核市	43	93.0	2.3	4.7
人口 10 万人 以上市町村	111	88.3	7.2	4.5
人口 5 万人 以上市町村	138	87.0	8.7	4.3
人口 5 万人 未満市町村	438	90.4	4.1	5.5
合計	742	89.8	5.3	5.0

また、非定型の支給決定の割合と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数（介護給付費）の関係をみると、非定型の支給決定割合が「4割以上」と回答した自治体において、介護給付の支給決定者数の標準偏差が大きく、支給決定者数の平均値も大きくなっていることが確認された。

非定型の支給決定割合が多い自治体において、支給決定量の地域差が生じやすい傾向にあることがわかった。

■【介護給付】非定型の支給決定の割合と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数
（単位：人）

	0～2 割 程度	2～4 割 程度	4 割以上
最大値	37.9	13.5	37.3
平均値	9.0	9.2	10.3
最小値	0.0	5.0	5.6
標準偏差	3.4	2.3	6.1

＜ヒアリング調査＞

非定型の支給決定割合が「2～4 割程度」、及び「4 割以上」と回答した自治体について、非定型の支給決定割合が多くなっている要因をヒアリングした結果、利用者の生活スタイルやニーズの多様化、医療の発達によるもの、という意見が聞かれた。

明確に非定型の支給決定の基準を設けている自治体がある一方で、そもそも非定型の支給決定の定義がないという自治体もあり、非定型の支給決定における認識が自治体によって異なることがわかった。

非定型の支給決定割合が多くなっている要因

- ・ 重度訪問介護で、入院していた方が退院されて単身生活を希望するケースや、既存の疾患が悪化することで基準を上回るサービスが必要になるケースがみられることが要因と考えている。
- ・ 医療の発達により、重度の障害があっても寿命が延び、在宅での支援を希望する人が増えている点が影響していると分析している。
- ・ 運動団体から、重度訪問介護に関して長時間の支給決定を行うよう要望を受けており、自治体としても一定程度その要望に理解を示しているため、多めに支給決定せざるを得ない部分がある。
- ・ 非定型＝担当者ではなく課内で判断するケースが2～4 割程度だと認識している。
- ・ 障害者のニーズ、及び同居家族の状況などのニーズが多様化しており、その都度支給判断しなければならないケースが増えていると感じているため。
- ・ 65 歳以上の利用者が増えており、介護保険との併給が多くなっている点が挙げられる。また、非定型の定義がしっかり定まっていなかったり、非定型の場合に市町村審査会へ判断を仰ぐこともしていないため、非定型の基準を明確に定める必要もあると感じている。

（６）訪問系サービスにおける支給決定基準の内容

＜アンケート調査＞

訪問系サービスの支給決定基準について、各自治体がどのような観点で支給決定基準を策定しているのか確認した。なお、介護給付費において「定量的な支給決定基準を定めている」と回答した自治体のみを集計対象としている。

訪問系サービスの支給決定基準において、定量的な支給決定基準を定めている自治体のうち 79.5%が障害支援区分ごとに基本時間数を設けていることが確認された。国庫負担基準に合わせた基本時間数を設けている自治体は 39.0%、単身の場合と同居家族がいる場合で基本時間数に差を設けている自治体は 26.5%だった。

■訪問系サービスにおける支給決定基準の内容（単位：％、複数回答）

	回答 自治体 数 （団 体）	障害支 援区分 ごとに 基本時 間数を 設けて いる	単身の 場合と 同居家 族がい る場合 で、基 本時間 数に差 を設け ている	国庫負 担基準 負担に 合わせ て、基 本時間 数を設 けている	本人に 医療的 ケアが 必要な 場合、 加算を 設けて いる	深夜に 介助が 必要な 場合、 加算を 設けて いる	その他	訪問系 サービス では定 量的な 支給決 定基準 を定め ていな い
政令市	8	75.0	62.5	37.5	0.0	25.0	25.0	0.0
中核市	35	91.4	42.9	28.6	8.6	14.3	20.0	0.0
人口 10 万人 以上 市 町村	81	79.0	33.3	44.4	12.3	3.7	19.8	2.5
人口 5 万人 以上 市 町村	77	85.7	26.0	37.7	6.5	2.6	10.4	1.3
人口 5 万人 未満 市 町村	184	75.0	19.0	39.1	7.1	2.2	7.1	2.2
合計	385	79.5	26.5	39.0	8.1	4.2	11.9	1.8

＜ヒアリング調査＞

訪問系サービスにおける利用者・支給決定の特徴をヒアリングした結果、サービス種別では居宅介護、障害種別では精神障害の利用者が増加傾向にあるという意見が多く聞かれた。

具体的な事例としては、「精神障害で居宅介護サービス（家事援助）を利用する場合に、掃除や調理などの日常生活を家事代行サービスのように利用し、自立した社会生活を送るという障害福祉サービスの趣旨にそぐわない利用希望がみられる」という意見が多数あった。

また、65歳以上の居宅介護・重度訪問介護サービス利用が増加しており、「介護保険サービスでまかなうことができない部分を障害福祉サービスで対応するという利用形態が増加している」という意見が多くみられた。

訪問系サービスの利用者・支給決定の特徴 (精神障害×居宅介護)
・ 軽度の方を含め、精神障害者で居宅介護の家事援助の利用が全般的に増えている。 (9自治体より同旨の回答あり) ・ 軽度の精神障害の方で、家事代行サービスのように家事援助の利用を希望するケースがみられる。(4自治体より同旨の回答あり) ・ 発達障害、ひきこもり、妊娠・出産後にうつになった方の精神障害者の利用がある。 ・ 単身で精神障害の方の利用が増えている。 ・ 母親が軽度の精神障害の方で、子の育児や家事の代行を依頼するために育児支援として利用される場合がみられる。 ・ 軽度の精神障害の方の家事援助の利用の場合は、利用者の自立のために、掃除や料理などの家事をヘルパーが利用者本人と一緒にやっている。 ・ 精神障害の方は、家事援助を一度使うとそれに慣れてしまい、利用を止められない。 また、精神障害は症状に波がある場合があり、支給量をなかなか減らせない。 ・ 居宅介護での支援だけでなく、地域の様々な支援（フォーマル、インフォーマル）の利用も提案している。

訪問系サービスの利用者・支給決定の特徴 (65 歳以上の利用者×居宅介護)
・ 介護保険サービスに上乗せして併給するケースが増加している。(17 自治体より同旨の回答あり) ・ 通院等介助が増加している。 ・ 有料老人ホームに入居する方から、サービス利用の相談が増えている。 ・ 軽度の精神障害の方は、介護保険の要介護度が低くなる傾向にあり、従来の障害福祉サービスをそのまま受けようとする介護保険サービスだけでは足りず、障害福祉サービスで賄うことになっている。 ・ 65 歳以上で、身体・精神の手帳を取る人が多くなった。手当、医療、障害福祉サービスを利用するが、障害福祉サービスの利用にあたっては、これは障害の要因によるものなのか、高齢化の要因によるものなのかと疑問に感じる。 ・ 本来介護保険で対応すべき精神障害者（認知症やアルツハイマー等）において、障害福祉サービスで対応できないかという問い合わせが多く発生している。

訪問系サービスの利用者・支給決定の特徴 (重度訪問介護)
・ 65 歳以上は、介護保険との併給が増えている。(8 自治体より同旨の回答あり) ・ これまで介助していた親の高齢化、同居家族の就労により、支給時間数が増えている ・ 利用者本人が高齢化するにつれ障害も重度化し、支給時間数が増えている。 ・ 単身者の利用や、ALS で寝たきりの方、難病の方の利用が増えている。 ・ 介護保険では適用されない夜間見守りの利用が増えている。 ・ 障害の利用者は、入所施設での生活を望まず、在宅での生活を希望する。 ・ 医療の発展で、医療的ケアの重度の障害児者の寿命が延び、病院から退院して在宅での生活を希望する。

2.事業者指定

障害福祉サービスの提供においては、サービス量を決定する支給決定事務だけでなく、事業者指定などのサービス供給面も重要な要素となると考えられることから、本調査研究では、サービス事業者の指定に関する事項についても調査を実施した。

アンケート調査において、サービス事業者の指定の際に「指定基準を満たしていれば、原則指定を行う」と回答した自治体は 89.7%で、多くの自治体で指定基準を満たしていれば、事業者の指定を行っている現状が確認された。

一方で、ヒアリング調査においては、事業者指定の権限を有する 27 自治体（10 都道府県、17 市町村）のうち、21 自治体において、「基準は満たしているものの指定すべきでないと感じることがある」と回答があり、その多くで障害福祉サービス事業者のサービスの質の低下を懸念する声が多く聞かれた。

■ サービス事業者の指定の際の対応（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	原則、基準を満 たしていれば指 定する	基準を満たして いても指定しな いことがある	未回答
都道府県	47	95.7	4.3	0.0
政令市	12	91.7	8.3	0.0
中核市	43	90.7	9.3	0.0
事業者指定権限の ない一般市町村	44	81.8	0.0	18.2
合計	146	89.7	4.8	5.5

指定基準を満たしていれば事業者指定を行っているものの、サービスの質の観点から指定すべきでないと感じることが多いという現状を踏まえて、事業者指定プロセスにおいて各自治体が抱えている課題や、総量規制、意見申出制度等の事業者指定に関する制度の取り組み状況について、以下のとおり調査結果を取りまとめた。

（１）指定障害福祉サービス事業者の指定プロセス

＜アンケート調査＞

指定障害福祉サービス事業者を指定する過程で実施している事項について、各自治体がどのようなプロセスで事業者指定を行っているのか確認した。

事業者指定の際に、「申請者との事前面談を実施」と回答した自治体は 78.1%で、多くの自治体が事業者指定の際に申請者と直接コンタクトを取る機会を設けていることが確認された。

一方で、「いずれも実施していない」と回答した自治体は 16.4%となっており、都道府県、政令市、中核市で多くの回答があった。人口規模が大きく申請件数が多い自治体では、事務処理量が膨大となるため、申請書類をもとに事業者指定の審査を進めている実態が把握できた。

■障害福祉サービス事業者を指定する過程で実施しているプロセス（単位：％、複数回答）

	対象 自治体数 (団体)	申請者との 事前面談を 実施	課内会議等 の庁内会議 で協議	第三者機関 (協議会 等)の意見 の聴取	いずれも実 施していな い
都道府県	47	74.5	19.1	4.3	23.4
政令市	12	83.3	0.0	8.3	16.7
中核市	43	86.0	11.6	0.0	16.3
事業者指定 権限を有す る一般市町 村	44	72.7	38.6	9.1	9.1
合計	146	78.1	21.2	4.8	16.4

＜ヒアリング調査＞

事業者指定事務において難しい・属人的になりやすい点をヒアリングした結果、多くの自治体で指定基準の解釈が曖昧である点、自治体判断となる部分の対応が難しい点、確認すべきポイントが多く、ある程度の業務経験が必要となる点が挙げられた。

具体的な事例としては、「設備要件や人員要件を判断する際に「支障のない範囲内で」「専門的な知識を有する者と認められる者」といった明確な判断基準が設けられていない部分において判断に迷う」といった意見や、「加算要件において、基準が曖昧で判断に迷う」といった意見が聞かれ、指定基準の解釈が曖昧なため指定事務における判断に迷う自治体があることがわかった。

また、「事業者が作成した事業収支計画書が適切な内容かどうかの判断が難しい」といった意見や、「指定が望ましくないと感じていても、最低限の基準を上回っていれば指定せざるを得ない状態である」という意見もあり、事業者の適格性を真に審査することが難しいため審査が形骸化し、申請書類が揃っていれば指定せざるを得ないという実態が明らかになった。

事業者指定事務で難しい・属人的になりやすいと感じる事業者指定事務	
指定事務全般	・ 報酬の仕組みや制度が複雑で、理解するのに経験が必要となる（2自治体より同旨の回答あり） ・ 異動により、業務に慣れている人がいないためより難しく感じやすい（2自治体より同旨の回答あり） ・ 本来であれば、指定することが望ましくない事業所を指定しないような対応ができればよいが、実態は最低限の基準を上回っていれば指定せざるを得ない状態で、対応が難しいと思っている。

事業者指定事務で難しい・属人的になりやすいと感じる事業者指定事務（続き）	
指定基準や要件の解釈	・ 明確な基準が無い部分の判断が自治体判断となってしまうため。各種法律や制度の狭間となるグレーな部分の判断が難しいため。（6自治体より同旨の回答あり） ・ 各種要件の確認事項が多岐に渡り、多くの知識や経験が必要となるため。（2自治体より同旨の回答あり） ・ 報酬改定による制度変化が多く、制度も細分化複雑化する傾向である。その都度、国より出ている通知等が発出されるが、前後通知との関連や主旨などを本県に落とし込んで解釈・運用する時間を十分に確保できない現状がある。そのため、在籍期間が長い職員による口伝等で運用してしまっていることもある。 ・ 厚労省 Q&A はあるものの、最新の情報を探したり解釈を理解するのに苦労する ・ 事業者の制度理解が不足しており、運営面に不安があることが多く、それらを申請書類から把握することが難しい（経験を要する）。
事業計画・事業収支の妥当性の判断	・ 事業計画の整合性や妥当性を判断することが難しく、申請者の思惑を図りにくい。 ・ ある程度の専門的な知識をもとに判断する必要があるため。 ・ 事業者ができると言っていたとしても、本当にその単価で事業が成り立つかどうか、申請内容だけでは判断に困る場合がある。 ・ 特に就労継続支援 A 型を中心に、経営難で事業を廃止する事業者が多くみられるため。

次に、障害福祉サービスの質について現状を確認するため、事業者指定に際して「基準は満たしているものの指定すべきでないと感じることがある」と回答した自治体について、どのような点で指定すべきでないと感じたかをヒアリングした結果、事業者側の障害福祉サービスに関する知識・制度理解が不足している点、事業者の運営体制に何かしらの問題があると感じていながらも申請書類が揃っていれば指定せざるを得ない点などが挙げられた。

具体的な事例としては、「業務支援をしているコンサルタントの言うとおりに書類を揃えただけで、事業者側が制度を全く理解していないケースが見られる」といった意見や、「全国でフランチャイズ展開しており、企業としての運営体制は整っているようにみられるものの、事業所単位で見たときにサービス管理者やスタッフの知識が不足している」といった意見がみられた。

適切な運営体制が確保されていないなどのサービスの質の低下を懸念する声が多く、その背景には、これまで障害福祉にかかわったことのない事業者が営利目的で事業参入するケースが相次いでおり、障害福祉に関する知識・理解が不足している事業者が増えてきている実態があることが明らかになった。

基準は満たしているものの指定すべきでないと感じた事例
- 福祉事業をこれまで営んでこなかった事業者や営利目的で参入する事業者において、障害福祉の知識や理解が不足している事業者がいる。(7 自治体より同旨の回答あり) - グループホームや就労系サービスにおいて、営利目的で全国展開しているような事業者で、あまり良い噂を聞かないような事業者であっても、申請書類はしっかり揃っているため指定せざるを得ない実態がある。(3 自治体より同旨の回答あり) - 他の圏域で不正請求等の問題があった者が、新規申請してくることがある。(2 自治体より同旨の回答あり) - 空き家の活用をうたった不動産事業者の参入が増えている。(2 自治体より同旨の回答あり) - 地域住民とうまくいっていないケースがみられる。 - 地域社会とのかかわりがグループホームの本来の趣旨であるはずだが、他のサービス事業所と同一敷地内に施設を設けて利用者を囲い込むようなケースがある。

(2) 障害福祉サービスの見込量の推計の考え方

＜アンケート調査＞

各自治体における障害福祉サービスの見込量の推計方法、見込量の設定で考慮していることについて確認した。

障害福祉サービスの見込量の推計方法について、政令市、中核市を含む市町村のうち、「過去のサービス量実績の変化率平均」を用いていると回答した市町村が 82.5%であった。多くの市町村は、過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法を採用しており、例えば、実績値の傾向が増加傾向であれば、そのまま見込み量も増加するよう推計されていることが確認された。その他、障害福祉サービスデータベースを用いた推計を実施している市町村も確認された。

また、都道府県は、「管内市町村の見込量を合計」が 95.7%であり、ほとんどの都道府県が管内市町村の見込量を合算して、見込量を推計していることが確認された。

■障害福祉サービスの見込量の推計方法（都道府県、単位：％）

	回答 自治体数 (団体)	過去のサー ビス量実績 の変化率平 均	人口当たり 利用率	管内市町村 の見込量を 合計	その他
都道府県	47	0.0	0.0	95.7	4.3%

■障害福祉サービスの見込量の推計方法（市町村、単位：％）

	回答 自治体数 (団体)	過去のサー ビス量実績 の変化率平 均	人口当たり 利用率	その他	未回答
政令市	12	91.7	0.0	8.3	0.0
中核市	43	83.7	4.7	7.0	4.7
10 万人以上 市町村	111	87.4	1.8	3.6	7.2
5 万人以上市 町村	138	82.6	1.4	9.4	6.5
5 万人未満市 町村	438	80.8	2.3	7.8	9.1
合計	742	82.5	2.2	7.4	8.0

その他、見込量を設定するにあたり考慮していることとして、政令市、中核市を含む市町村のうち、「アンケート調査結果（住民のサービス利用意向の動向）」と回答した市町村が36.8%と最も多く、次に「国の障害福祉施策の動向（基本指針等）」と回答した市町村が32.9%であった。その他、就労継続支援 B 型については、就労移行支援へのステップアップを図ることや、高齢者の支給基準を策定するなどの基本指針から増加率を抑えた形で推計するといった工夫をしている市町村も確認された。

また、都道府県は、「管内市町村のサービス利用の伸びや事業所数の状況」が36.2%、「国の障害福祉施策の動向（基本指針等）」と「管内市町村の障害福祉施策に関する意向」が29.8%であり、これらが考慮されていると確認された。

■見込量を設定するにあたり考慮していること（都道府県、単位：％、複数回答）

	回答自治体数（団体）	人口構成が似た都道府県の伸びの状況	周辺都道府県のサービス利用の伸びや事業所数の状況	管内市町村のサービス利用の伸びや事業所数の状況	アンケート調査結果（住民のサービス利用意向の動向）	事業所調査結果（管内事業所の事業規模の拡大・縮小意向）	国の障害福祉施策の動向（基本指針等）	管内市町村の障害福祉施策に関する意向	その他
都道府県	47	0.0	0.0	36.2	6.4	6.4	29.8	29.8	34.0

■見込量を設定するにあたり考慮していること（市町村、単位：％、複数回答）

	回答 自治 体数 （団 体）	都道府 県障害 福祉計 画にお ける見 込み量	周辺市 町村の サービ ス利用 の伸び や事業 所数の 状況	人口構 成が似 た市町 村の伸 びの状 況	アンケ ート調 査結果 （住民 のサー ビス利 用意向 の動 向）	事業所 調査結 果（管 内事業 所の事 業規模 の 拡 大・縮 小 意 向）	国の障 害福祉 施策の 動 向 （基本 指 針 等）	都道府 県の障 害福祉 施策の 動向	その他
政 令 市	12	—	0.0	0.0	25.0	25.0	41.7	—	50.0
中 核 市	43	—	16.3	7.0	34.9	23.3	60.5	—	16.3
10 万 人 以 上 市 町村	111	19.8	17.1	0.9	39.6	32.4	37.8	19.8	12.6
5 万人 以 上 市 町 村	138	23.2	28.3	8.7	42.0	23.9	34.8	20.3	5.8
5 万人 未 満 市 町 村	438	24.9	33.8	6.6	34.9	16.7	28.1	17.4	3.2
合計	742	22.0	28.7	6.1	36.8	20.9	32.9	17.0	6.6

（３）総量規制の考え方

＜アンケート調査＞

各自治体における総量規制の実施状況、総量規制に対する基本的な考え方及び総量規制の対象として加えるべきサービスについて確認した。

各サービスにおいて総量規制を実施している自治体は、「生活介護」が 8.2%、「就労継続支援 A 型」が 7.5%、「就労継続支援 B 型」が 8.9%、「施設入所支援」が 11.0%であった。都道府県や中核市では 1 割程度の自治体で総量規制を実施しているが、事業者指定権限を持つ自治体全体でみると総量規制を実施している自治体は少ないことが確認された。

■総量規制の実施自治体（単位：％、複数回答）

	回答 自治体数 (団体)	生活介護	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	施設入所支 援
都道府県	47	10.6	10.6	12.8	19.1
政令市	12	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	43	14.0	11.6	14.0	14.0
事業者指定 権限を有す る一般市町 村	44	2.3	2.3	2.3	2.3
合計	146	8.2	7.5	8.9	11.0

また、総量規制の実施に対する基本的な考え方について、見込量を超える場合に検討するなど、総量規制の実施に前向きな考えをもつ自治体は 41.8%（「原則として総量規制は実施しない方針」、「その他」以外の回答をした割合）、総量規制の実施に否定的な考えを持つ自治体が 33.6%（「原則として総量規制は実施しない方針」と回答した割合）となり、総量規制の実施に前向きな自治体が若干多くなっている。「その他」と回答した自治体については、「総量規制の実施の可否について検討が進んでいない」といった意見が多く、各自治体の総量規制に対する考え方や対応状況に違いがみられる結果となった。

■総量規制に対する基本的な考え方（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	自治体の 福祉計画 で設定す るサービ ス見込量 を超える 場合は、 速やかに 総量規制 を実施す る	自治体の 福祉計画 で設定す るサービ ス見込量 を超える 場合は、 見込量を 超えてか ら一定期 間もしくは一定量 を超えた 場合に、 総量規制 を実施す る	周辺自治 体の需給 状況も踏 まえ、広 域圏にお いてもサ ービス供 給量が見 込量を超 える場合 は総量規 制を実施 する	原則とし て総量規 制は実施 しない方 針	その他	未回答
都道府県	47	4.3	8.5	31.9	23.4	29.8	2.1
政令市	12	0.0	33.3	33.3	25.0	8.3	0.0
中核市	43	9.3	23.3	11.6	30.2	25.6	0.0
事業者指 定権限を 有する一 般市町村	44	4.5	6.8	18.2	50.0	4.5	15.9
合計	146	5.5	14.4	21.9	33.6	19.2	5.5

総量規制の実施に前向きな考えをもつ自治体において、総量規制を検討する理由について確認したところ、「事業所数を適正な量に維持することで、サービスの質を確保するため」が 88.5%と最も多かった。総量規制の実施に前向きな自治体においては、サービスの質を確保するために、総量規制が有効な手段のひとつであると考えられていることが確認された。

■総量規制を検討する理由（単位：％）

	対象 自治体数 (団体)	事業所数 を適正な 量に維持 すること で、サー ビスの質 を確保す るため	必要以上 の費用の 伸びを抑 制するた め	管内市町 村から総 量規制を 求める声 が強いた め	その他	未回答
都道府県	21	76.2	4.8	9.5	4.8	4.8
政令市	8	100.0	0.0	—	0.0	0.0
中核市	19	89.5	0.0	—	5.3	5.3
事業者指 定権限を 有する一 般市町村	13	100.0	0.0	—	0.0	0.0
合計	61	88.5	1.6	3.3	3.3	3.3

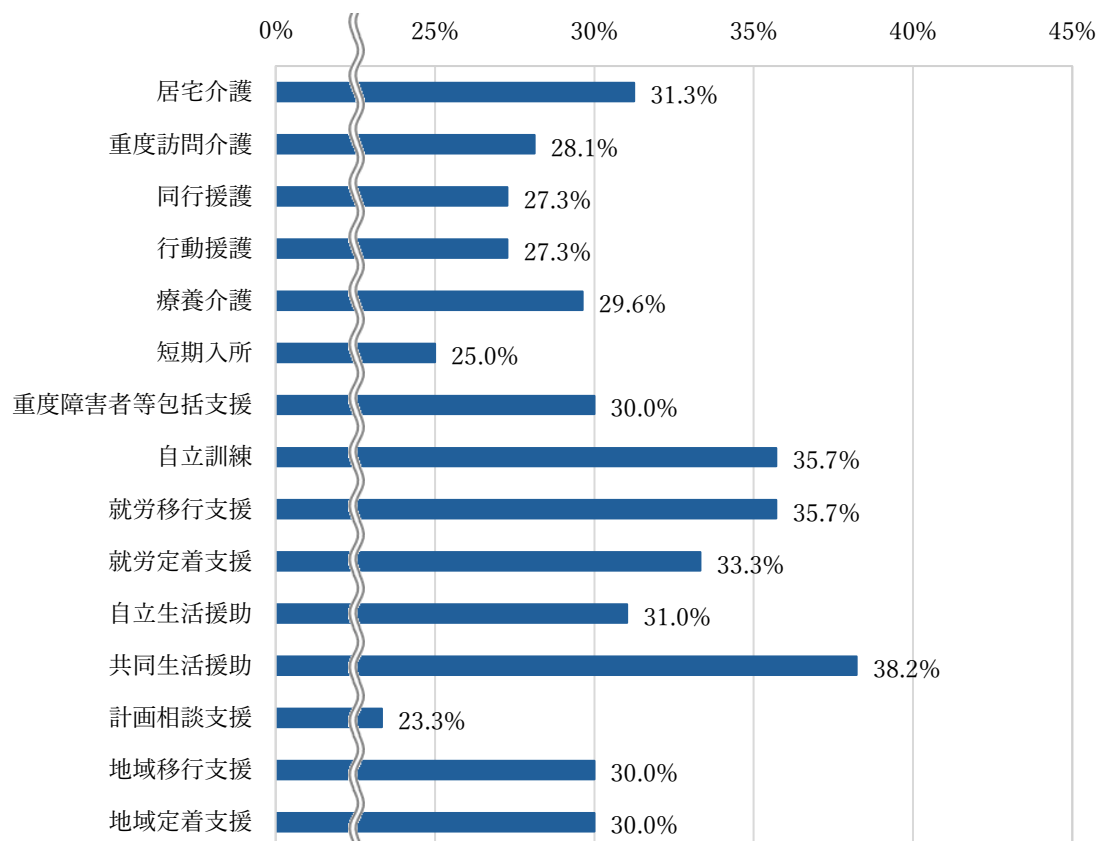
総量規制の実施に否定的な考えをもつ自治体において、総量規制を検討すべきでない理由について確認したところ、「障害福祉計画の見込量を超える需要に対応できるようにするため」が49.0%と最も多く、次いで「事業者の意向がある限りは参入を認めるべきと考えるため」が18.4%となった。「その他」では「圏域単位では不足しているところもあり、需要に対応する必要があるため」といった意見もみられた。

■総量規制を検討すべきでない理由（単位：％）

	対象 自治体数 (団体)	障害福祉 計画の見 込量を超 える需要 に対応で きるよう にするた め	事業者の 意向があ る限りは 参入を認 めるべき と考える ため	新規参入 の抑制に より既存 事業所の 業務改善 のインセ ンティブ が失われ るのを防 ぐため	管内市町 村から総 量規制に 否定的な 声が強い ため	その他	未回答
都道府県	11	45.5	9.1	0.0	0.0	36.4	9.1
政令市	3	100.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0
中核市	13	15.4	23.1	23.1	—	38.5	0.0
事業者指 定権限を 有する一 般市町村	22	63.6	22.7	13.6	—	0.0	0.0
合計	49	49.0	18.4	12.2	0.0	18.4	2.0

また、総量規制の対象として加えた方が良いサービスについて確認したところ、「共同生活援助」を加えるべきと回答した自治体が 38.2%と最も多く、特に都道府県・政令市からの回答が多くみられた。

■総量規制の対象として加えるべきサービス（単位：%、複数回答、どちらともいえないを除く割合）



＜ヒアリング調査＞

現在総量規制の対象となっていない障害福祉サービスのうち、総量規制の対象として加えた方が良いと考えているサービスについてヒアリングした結果、「共同生活援助（グループホーム）を対象として加えてほしい」という意見が多く挙げられた。

その理由として、「軽度な障害者向けの施設が増加し充足してきている一方で、重度の障害者向け施設が不足しているため」といった意見や、「サービスの質に疑義があるケースが散見されるため」といった意見が多く聞かれた。

共同生活援助については、事業者参入が増加している点に加えて、利用者を囲い込むケースや他地域から募るようなケースがみられるといった事例も聞かれ、供給が需要を生んでしまっている実態がある状況が見受けられた。こうした状況を踏まえて、共同生活援助を総量規制の対象として検討すべきと考えている自治体が一定数あることがわかった。

一方で、「地域移行の観点からグループホームには重要な役割があるため、一概に規制すべきとも考えにくい」といった、総量規制の検討に慎重な意見もみられた。

共同生活援助を総量規制の対象として加えた方が良いと考える理由
・ 他のサービスと比較して特に事業所数の増加率が高いため。（5 自治体より同旨の回答あり） ・ 事業者の知識や理解が乏しい場合や、サービスの提供自体が疑わしい場合など、事業者の質に疑義があるケースが多くみられるため。（4 自治体より同旨の回答あり） ・ 軽度の障害者向け施設は多く参入があり充足しているが、重度の障害者向け施設が足りていない状況で、需給のバランスが悪いため。（3 自治体より同旨の回答あり） ・ 特に日中サービス支援型グループホームにおいて充足がみられる。事業者側はニーズ調査をせずにとんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るという状況がみられるため。 ・ 株式会社の参入が多く、開設しても利用者が集まらずにすぐ廃止してしまう事業所が多くみられるため、質を確保するためにも何らかの規制は必要と考えている。 ・ 事業所の管理者がしっかりしていても、そこで働いているヘルパーの方の知識が足りていない場合がみられるため。 ・ 民間事業者の進出など、日中サービス支援型が増え続けているため。管理者側も、世話人の確保が追いつかない。専門性が確保できない。少人数でノウハウが継承されない。強度行動障害者一人に振り回される。結果、若い知的や軽度の精神など、本来は在宅で可能な人たちもグループホームに囲い込まれている。市としては、重い人を受け入れられるグループホームのみ増えてほしい。

共同生活援助を総量規制の対象として加えた方が良いと考える理由（続き）

- ・ グループホームは地域移行の観点で、その地域内で自律的に暮らしていくことを前提としているサービスであると認識している。従って、地域で必要とされるサービス量以上の供給は不要と考える。しかし、近年新規事業者の参入が相次いでおり、特に家賃の安いエリアの空き家を活用した事業者がみられる。空室を埋めるべく、都心部や他地域から利用者を募ることになり、地元居住者が全くいない施設も見られ、居住地特例が使えない点もあり、今後このような事例が増えていくことを懸念している。

また、現在総量規制を実施している自治体においては、規制の実施方法や考え方に違いがみられた。一律に新規の指定申請を止めずに市町村の意見を踏まえて柔軟に対応している自治体や、規制対象のサービスにおいて年に一度まとめて新規申請を受け付ける自治体があったため、以下にその具体的な取り組み事例を示した。

総量規制の実施事例

総量規制の実施事例	
事例① (都道府県)	【総量規制の実施状況】 ・ 管内の一部圏域において、福祉計画に定める見込量を超えたサービス供給が見られるため、就労継続支援 B 型の総量規制を実施している。
	【総量規制に対する考え方】 ・ 総量規制を実施しているサービスについて、一律に新規の申請を拒むものではないという考え方である。 ・ あくまで地域のニーズを優先し、既存の事業者にはない取り組みや必要なサービスがあれば、市町村と協議したうえで指定することはある。 【実際の運用方法】 ・ 県への指定申請の前の事前相談の段階で、開設予定地の市町村と事業者で協議を行い、事業者は市町村に対して意見書の交付申請を行う。 ・ 市町村は、事業者が作成した事業計画書や地域の状況を踏まえ、「地域の実情やニーズに沿ったサービス提供になっているか」、「適切な事業所運営の実現性が十分か」といった視点で事業者を評価し、指定に対する意見書を作成する。 ・ 事業者は、各種指定申請書類と、市町村が作成した意見書を一式揃えて、県に指定申請を行う。 ・ 県は、市町村の意見を尊重したうえで、地域の実情やニーズに沿ったサービス提供が望めないと判断される場合や、適切な事業所運営に懸念があると判断される場合は、指定を行わないこととしている。

総量規制の実施事例（続き）	
事例② (中核市)	【総量規制の実施状況】 - 管内において、福祉計画に定める見込量を超えたサービス供給が見られるため、生活介護の総量規制を実施している。 - また、就労継続支援B型については見込量を超えていないものの、見込量を超える申請があることが予想されることから、年に1度、新規の事業者指定に際して選考を実施している。選考は、一定期間を設けて新規申請の募集を行ったうえで審査し、見込み量に定員が達していないサービス量の分について指定を行っている。 【総量規制に対する考え方】 - 利用定員数が見込量を超えている場合は、原則として総量規制を実施する方針。 - 医療的ケアの体制を整えた事業者など、市が特に必要と考えているサービスの場合は、事業者と協議の上、総量規制が実施されていても指定を検討することがある。 【実際の運用方法】 - 前年度の実績（定員数）と福祉計画に定める計画見込量を比較し、年に1度、総量規制とすべきかどうかを検討する。 - 利用定員数が見込量を超えている場合は総量規制を実施し、原則として新規の指定は行わない。 - 見込量を超えていないものの、年度内に見込量を超える申請があることが予想される場合は、年に一度、一定期間を設けて新規申請の募集を行ったうえでまとめて審査し、見込み量に定員が達していないサービス量の分についてのみ指定を行う。（原則として年度途中での新規指定は行わない。） - 直ちに利用定員が見込量を超えることが想定されないサービスにおいては、総量規制の対象となっていないサービスと同様に、逐次相談を受け付けている。

（４）意見申出制度の活用状況

＜アンケート調査＞

各自治体における意見申出制度の認知度や活用状況について確認した。

事業者指定権限のない一般市町村において、意見申出制度の存在を「知っている」と回答した自治体は 50.5%、「知らない」と回答した自治体は 41.8%であった。

また、都道府県が事業者指定する際にあらかじめ市町村へ通知するよう求めているかどうかについては、「既に求めている」が 10.3%、「求めていないが、今後求めることを予定している」が 17.6%、「求めておらず、今後も求める予定はない」が 59.3%であった。

令和 6 年 4 月の制度施行からおよそ半年が経過した時点でのアンケート調査においては、市町村において制度が十分認知されておらず、活用が進んでいない現状が確認された。

■意見申出制度の認知度（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	知っている	知らない	未回答
事業者指定権限のない一般市町村	643	50.5	41.8	7.6

■都道府県が事業者指定する際の通知の求めの有無（単位：％）

	回答 自治体 数 (団 体)	既に求めている	求めていないが、今後求めることを予定している	求めておらず、今後も求める予定はない	未回答
事業者指定権限のない一般市町村	643	10.3	17.6	59.3	12.9

＜ヒアリング調査＞

意見申出制度の取り組みを促進するうえでの改善点や要望についてヒアリングした結果、「制度を活用する際のフローや活用事例を周知してほしい」といった意見や、「付した意見がどの程度強制力を持つかわからない」といった意見がみられた。

意見申出制度の取り組みを促進するうえでの改善点や要望
・ 具体的な活用フローや、どの程度の意見を申し出ることができるのか他自治体の活用事例が示されるとありがたい。(7自治体より同旨の回答あり) ・ 意見申出制度によって付した意見がどの程度効力や強制力を持つのかがいまいちわかっていない。(4自治体より同旨の回答あり) ・ 様式を定めてもらい、確認事項を統一してもらえると助かると感じている。(2自治体より同旨の回答あり) ・ 制度の内容を知らないため、活用以前にどのように制度を活用していくかを把握する必要がある。(2自治体より同旨の回答あり) ・ 市区町村が申出した内容を事業者が受け入れない場合は指定しないなどの強制力が必要。 ・ 事前協議等を済ませて事業計画が固まった後の指定直前に意見申出をすることになるため、事業計画を大きく変えるような意見を申し出ることが現実的でないと感じている。 ・ 意見申出制度を活用し、当該意見を踏まえて指定された後に、指定者判断で定員数の変更などが認められてしまうと、意見を伝えても無駄になってしまう。 ・ 市町村からの申出の有無によらず、全てのサービスに対して指定権を持つ自治体は意見照会した方がよい。 ・ 意見申出制度ではなく、現状県内で運用されている意見書を付す運用についての意見だが、県内で統一された意見書の様式等はなく、自治体によって確認している事項や意見の内容が異なる点。 ・ 医ケアや重度の障害者を受け入れられる施設が不足していることを、そのような意見も付すことができるのであれば、積極的に活用していきたいと考える。 ・ 制度を適切に運用するためには、県と事業者指定の認識をすり合わせる必要があると考える。 ・ 事業者指定をした後に問題が発覚することが多いため、他の自治体でどういう問題があったかなどを把握できるような仕組みは必要だと思う。また、指定基準を厳しくするなどひとつの方法だと考える。

また、意見申出制度をすでに活用している事例については、重度障害者の受け入れ検討や、利用者の自立支援を促す取り組みを検討してもらおうといった事例を聞くことができた。

意見申出制度の活用事例			
	市町村からの 意見申出	根拠となる 福祉計画書の記載	都道府県が付した 条件
事例 ①	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。(短期入所)	重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
事例 ②	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。(共同生活援助)	県が実施する「強度行動障害者支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
事例 ③	就労移行支援や就労継続支援A型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。(就労継続支援B型)	通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます。	障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
事例 ④	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。(児童発達支援)	障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいためにアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。

意見申出制度の活用事例（続き）			
	市町村からの 意見申出	根拠となる 福祉計画書の記載	都道府県が付した 条件
事例 ⑤	市の（自立支援）協議会に 参加すること。（各サービ ス）	障がい者が住み慣れた地域 で自立した生活を実現する ために、一人ひとりのニー ズに応じた適切なサービス が提供できるよう、協議会 等において、必要なサービ ス量等の情報を共有し、受 入体制の確保や新規参入を 促すとともに、(略)、サー ビスの提供体制の整備に努 めます。 ※共同生活援助の場合	市の（自立支援）協議会に 参加すること。

（５）協議会等の活用

＜アンケート調査＞

事業者指定プロセスにおける各自治体の協議会等の活用状況について確認した。

事業者指定権限のある自治体において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の指定に際し、協議会等に対して運営内容や活動内容等を説明し、評価を受け、その内容を提出させている自治体は 43.2%であった。

■日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の協議会等に対する説明・評価・その内容の提出有無（単位：％）

	対象 自治体数 (団体)	提出させている	提出させていない	未回答
都道府県	47	38.3	61.7	0.0
政令市	12	25.0	75.0	0.0
中核市	43	53.5	46.5	0.0
事業者指定権 限を有する一 般市町村	44	43.2	38.6	18.2
合計	146	43.2	51.4	5.5

＜ヒアリング調査＞

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の活動に関して協議会等を活用している自治体に活用状況やその効果をヒアリングした結果、運営改善やモニタリング機能として効果が見られるという意見が挙げられた。

一定の効果がみられるという声が聞かれる一方で、協議会の形骸化や事務負担を懸念する声もあり、協議会を積極的に活用していくうえでの課題も示されたが、令和6年3月に厚生労働省から「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」が出されたところであり、協議会の活性化も今後期待される。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者における協議会の活用状況・効果
・ 自治体側がある程度事業者の現状を把握できることや、協議会の委員から出た指摘を事業者に伝えて運営改善を図ることができるため、効果はあると思う。 ・ 今のところ効果を実感しているわけではないが、指定した後のモニタリング・チェック機能として機能しているため、必要だと感じている。 ・ （自立支援）協議会で年に1度活動内容を報告しているが、形骸化しないように取り組まなければならないと感じている。他サービスに活用を拡大することについては、一定の効果はあると思うが、現状事務面での負担が大きいという声を協議会から聞いており、この点の考慮が必要だと考える。 ・ 何でも話せるような場を提供するよう心掛けている。特にモニタリングにおいて実際にあった事例などを相談支援専門員が率直に話せるような場を設け、実態の把握に繋げている。 ・ 一部の圏域の話になるが、日中サービス支援型に限らず全てのサービスで事後報告している。協議会には地域の事業所やサービスについてよく知っている方が出席されており、個別に事業所や法人の状況を教えていただいている。その情報が、指導監査に生きてくることがある。また、総量規制の在り方・運用の仕方全般について、協議会の委員に相談させてもらっている。 ・ 日中サービス支援型グループホームにおける市町村の協議会は形骸化していると感じる。市町村担当者の人手不足や、委員も本来所属している事業者の中で人手不足が深刻で、協議会の運営に労力を割けていないのが現状。

3. 障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保に関する事項

障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保の観点から、必要と考えられる取組や市町村に付与されることが望ましいと考えられる権限について、アンケート調査を実施したところ、以下のような意見があった。

障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保の観点から、必要と考えられる取組や市町村に付与されることが望ましいと考えられる権限
・ 事業所ごとのサービス・支援員等人的資源の質の差が大きい（特に共同生活援助と就労継続支援 B 型の質が低い）ため、事業所の実態に応じた報酬の設定。 ・ 虐待防止や防災計画未作成等、事業所の責による減算率を拡大し、意識の向上を図る。 ・ 障害福祉サービスのうち、ニーズに対し事業所数や受入れ可能人数が不足しているもの（医療型短期入所、強度行動障害者受け入れ可能施設等）については増加させ、超過状態のものは減少を促進するとともに、質の確保に向けた取組（研修の実施、有資格者雇用に対する加算の設定、人員不足解消のための報酬見直し等）を実施。 ・ 全国的に問題が生じている「共同生活援助」について、指定後に不適切な運営やサビ管不在の要件不備等により勧告や指定取消しなど事後対応を取るケースが多い。このため、「指定要件や手続き」の厳格化が必要と考える。 ・ 共同生活援助が、近年急増しているが、元来閉鎖的な状況となりやすいサービスであり、その中で支援経験の不足する従事者や利益偏重の経営方針から問題が発生することが少なくない。問題の中心が経営者の場合、問題の根本的な解決には結びつかないことも多く、また、住居を提供するサービスであることから、既に設立された共同生活援助について、対応できる方法も限られてしまう。以上から、共同生活援助を設立する際の要件・審査等を現状より厳しくする必要がある。 ・ 就労系サービスについては在宅利用の要件緩和もあり、市外の事業所の利用が急増している。通所サービスの総量規制との実態が合っていないのではないかと考える。サービスの質という観点では、在宅利用に関する基準の規制や報酬の設定の見直しが必要と考える。特に、就労継続支援 A 型事業所で複数利用者を利用後すぐに同一法人等に 6 ヶ月間就労させ、就労移行支援加算を算定させた後、再度就労継続支援 A 型に移行させるといった業務形態を行っている事業所が複数あり、令和 6 年報酬改正で一定規制はされたが援護市として同一事業所を利用させないということもできない。また、市町村としては決定せざるを得ないが、事業者において在宅支援の届出制など基準を設けるべきと考える。

障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保の観点から、必要と考えられる取組や市町村に付与されることが望ましいと考えられる権限（続き）

- ・ 給付費が右肩上がりで財政を圧迫しているので、支給決定は市町村決定であることを強調する（または規制を促す）ような国等の通知。圏域（（自立支援）協議会の圏域単位や県単位）での支給決定基準の統一化。
- ・ 給付費が年々増大していることから、本人負担に関する考え方を世帯収入に変えることで持続可能になるのではないかと考える。
- ・ 支給決定者である市町村が必要に応じ意見を述べることができるが、事業所の設置を拒否する権限は持ち合わせていないため、都道府県はその必要性について適切に確認のうえ指定を決定してほしい。
- ・ 利用者は他市の事業所でも利用可能であることから、市町村単位で総量規制を実施しても効果は薄いと感じるため、より広域での取組が必要と考える。
- ・ サービスの選択をしやすくするため、障害福祉サービス等情報公表検索サイト（WAMNET）で支援（活動）内容を公表し、更新頻度を高くする。

まとめ

アンケート調査及びヒアリング調査の結果をもとに、支給決定量の地域差の要因とそれに対するアプローチを以下のとおり取りまとめた。

1. 支給決定に関する事項

(1) 支給決定基準の策定

支給決定に際して、基準や統一された運用方法の有無が、支給決定量の地域差に影響を与えていると考えられる。具体的には、担当者判断で支給決定を行っている自治体において、支給決定者数のばらつきが大きく、また支給決定者数も多くなる傾向が確認された。

厚生労働省が提示する「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」において、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である旨が記載されているが、地域差を是正し、公平・公正な支給決定を行うという観点においては、市町村による支給決定基準の策定が有効な手段のひとつとして考えられる。

(2) 支給決定プロセス

比較的軽度な障害者に対する支給決定の考え方においては、一般施策をはじめとする障害福祉サービス以外の社会資源の活用を検討する自治体において、支給決定者数のばらつきが小さく、地域差の是正に寄与していることがわかった。

また、支給決定における市町村審査会などの活用や、(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用など、支給決定プロセスにおける第三者機関の活用が、地域差の是正に資することがわかった。

2.事業者指定に関する事項

(1) 事業者指定の在り方

サービスの質に懸念を持つ自治体が多いことがわかった。事業者の運営体制や制度理解が十分でないと感じている場合であっても、指定基準をクリアした申請書類が揃っていれば事業者の指定をせざるを得ず、一部の審査業務が形骸化してしまっている現状も確認できたことから、事業者指定の在り方については今後検討していく必要がある。

(2) 障害福祉サービスの見込量の推計方法

障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量の推計方法について、「過去のサービス量実績の変化率平均」を用いている市町村が多いことがわかった。また、見込量を設定するにあたり、他サービスへの移行の動向等を踏まえ、増加率を抑えた形で推計するといった工夫をしている市町村も確認された。

今後は、過去のサービス量実績の伸びにとどまらず、障害福祉データベース等も活用しながら、障害福祉サービスの持続可能性や地域の実情を踏まえた見込量の設定の仕方を検討していく必要がある。

(3) 総量規制の方針

総量規制に対する各自治体の考え方が明らかになったとともに、現在は総量規制の対象となっていない共同生活援助において、事業者参入が増加し、軽度な障害者に対する施設が充足する一方で中重度向け施設は不足しているというアンバランスな供給となってしまう現状や、過剰な供給が新たな需要を生んでしまっている実態がわかった。

持続可能な障害福祉サービスの提供のために、総量規制の実施方針について議論を深めていくことが望まれる。

(4) 意見申出制度の周知

市町村において意見申出制度が十分認知されておらず、活用が進んでいない現状が確認された。また、活用を検討している自治体においては、具体的な活用方法がわからず実務に反映できていないケースや、実際にどのような意見を付すことができるのかわからないといった意見が聞かれ、制度の周知が進んでいない実態が見受けられた。

例えば、意見申出制度の活用を促進していくために、意見申出の活用手順や活用事例が周知されていくことが、各自治体における制度活用において有効なのではないかと考えられる。

3. 障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保に関する事項

障害福祉サービスの質の維持、制度の持続可能性確保の観点から、必要と考えられる取組や市町村に付与されることが望ましいと考えられる権限について様々な意見が得られた。こうした意見を踏まえ、必要な制度の見直し等について議論を深めていくことが望まれる。

成果物等の公表方法

本事業の調査の成果は、弊社 WEB サイト上に掲載している。

巻末資料

1.市町村向けアンケート調査

○自治体区分の説明

- ・10万人以上：政令市・中核市を除く人口10万人以上の市町村
- ・5万人以上：人口5万人以上10万人未満の市町村
- ・5万人未満：人口5万人未満の市町村

<基本情報>

○人口に占める障害者手帳保持者数割合

■度数（単位：団体）

	3%未満	3～5% 未満	5～7% 未満	7～10% 未満	10%以 上	合計
政令市	0	3	7	2	0	12
中核市	1	5	30	7	0	43
10万人以上	2	43	55	10	1	111
5万人以上	0	38	76	23	1	138
5万人未満	1	28	192	196	21	438
合計	4	117	360	238	23	742

■割合（単位：%）

	3%未満	3～5% 未満	5～7% 未満	7～10% 未満	10%以 上	合計
政令市	0.0	25.0	58.3	16.7	0.0	100.0
中核市	2.3	11.6	69.8	16.3	0.0	100.0
10万人以上	1.8	38.7	49.5	9.0	0.9	100.0
5万人以上	0.0	27.5	55.1	16.7	0.7	100.0
5万人未満	0.2	6.4	43.8	44.7	4.8	100.0
合計	0.5	15.8	48.5	32.1	3.1	100.0

○障害福祉サービス事業者指定権限の有無（政令市・中核市を除く）

■度数（単位：団体）

	権限あり	権限無し	合計
10 万人以上	12	99	111
5 万人以上	9	129	138
5 万人未満	23	415	438
合計	44	643	687

■割合（単位：％）

	権限あり	権限無し	合計
10 万人以上	10.8	89.2	100.0
5 万人以上	6.5	93.5	100.0
5 万人未満	5.3	94.7	100.0
合計	6.4	93.6	100.0

○人口千人あたりの障害福祉サービス等の施設・事業所数（介護給付・訓練等給付）

■度数（単位：団体）

	0.5 未満	0.5 ～1.0 未満	1.0 ～1.5 未満	1.5 ～2.0 未満	2.0 ～2.5 未満	2.5 ～3.0 未満	3.0 以上	合計
政令市	0	6	5	1	0	0	0	12
中核市	0	20	18	4	1	0	0	43
10 万人以上	3	61	36	6	1	2	2	111
5 万人以上	8	72	44	9	5	0	0	138
5 万人未満	94	161	99	50	15	5	14	438
合計	105	320	202	70	22	7	16	742

■割合（単位：％）

	0.5 未満	0.5 ～1.0 未満	1.0 ～1.5 未満	1.5 ～2.0 未満	2.0 ～2.5 未満	2.5 ～3.0 未満	3.0 以上	合計
政令市	0.0	50.0	41.7	8.3	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	0.0	46.5	41.9	9.3	2.3	0.0	0.0	100.0
10万人以上	2.7	55.0	32.4	5.4	0.9	1.8	1.8	100.0
5万人以上	5.8	52.2	31.9	6.5	3.6	0.0	0.0	100.0
5万人未満	21.5	36.8	22.6	11.4	3.4	1.1	3.2	100.0
合計	14.2	43.1	27.2	9.4	3.0	0.9	2.2	100.0

○人口千人あたりの相談支援施設・事業所数（指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所）

■度数（単位：団体）

	0.1 未満	0.1～0.2 未満	0.2～0.3 未満	0.3～0.4 未満	0.4～0.5 未満	0.5 以上	合計
政令市	2	9	1	0	0	0	12
中核市	7	32	4	0	0	0	43
10万人以上	46	55	7	2	0	1	111
5万人以上	34	72	30	2	0	0	138
5万人未満	146	125	87	36	18	26	438
合計	235	293	129	40	18	27	742

■割合（単位：％）

	0.1 未満	0.1～0.2 未満	0.2～0.3 未満	0.3～0.4 未満	0.4～0.5 未満	0.5 以上	合計
政令市	16.7	75.0	8.3	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	16.3	74.4	9.3	0.0	0.0	0.0	100.0
10万人以上	41.4	49.5	6.3	1.8	0.0	0.9	100.0
5万人以上	24.6	52.2	21.7	1.4	0.0	0.0	100.0
5万人未満	33.3	28.5	19.9	8.2	4.1	5.9	100.0
合計	31.7	39.5	17.4	5.4	2.4	3.6	100.0

○セルフプラン率（セルフプラン人数／サービス受給者実人数）

■度数（単位：団体）

	0%	～ 10% 未満	～ 20% 未満	～ 30% 未満	～ 40% 未満	～ 50% 未満	50% 以上	未回 答・ 無効	合計
政令市	0	4	2	2	4	0	0	0	12
中核市	2	22	5	5	5	2	2	0	43
10万人以上	11	53	14	13	10	3	6	1	111
5万人以上	40	68	11	10	6	1	1	1	138
5万人未満	229	167	24	8	2	1	5	2	438
合計	282	314	56	38	27	7	14	4	742

■割合（単位：％）

	0%	～ 10% 未満	～ 20% 未満	～ 30% 未満	～ 40% 未満	～ 50% 未満	50% 以上	未回 答・ 無効	合計
政令市	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	4.7	51.2	11.6	11.6	11.6	4.7	4.7	0.0	100.0
10万人以上	9.9	47.7	12.6	11.7	9.0	2.7	5.4	0.9	100.0
5万人以上	29.0	49.3	8.0	7.2	4.3	0.7	0.7	0.7	100.0
5万人未満	52.3	38.1	5.5	1.8	0.5	0.2	1.1	0.5	100.0
合計	38.0	42.3	7.5	5.1	3.6	0.9	1.9	0.5	100.0

<支給決定量>

○【介護給付】人口千人当たり延べ支給決定者数

■度数（単位：団体）

	5人 未満	5～10人 未満	10～15人 未満	15～20人 未満	20人 以上	合計
政令市	0	9	3	0	0	12
中核市	0	29	13	1	0	43
10万人以上	9	86	15	1	0	111
5万人以上	11	102	24	0	1	138
5万人未満	21	231	148	23	15	438
合計	41	457	203	25	16	742

■割合（単位：％）

	5人 未満	5～10人 未満	10～15人 未満	15～20人 未満	20人 以上	合計
政令市	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0
中核市	0.0	67.4	30.2	2.3	0.0	100.0
10万人以上	8.1	77.5	13.5	0.9	0.0	100.0
5万人以上	8.0	73.9	17.4	0.0	0.7	100.0
5万人未満	4.8	52.7	33.8	5.3	3.4	100.0
合計	5.5	61.6	27.4	3.4	2.2	100.0

○【訓練等給付】人口千人当たり延べ支給決定者数

■度数（単位：団体）

	5人 未満	5～10人 未満	10～15人 未満	15～20人 未満	20人 以上	合計
政令市	1	11	0	0	0	12
中核市	6	33	4	0	0	43
10万人以上	38	68	4	1	0	111
5万人以上	20	113	4	0	1	138
5万人未満	58	278	79	11	12	438
合計	123	503	91	12	13	742

■割合（単位：％）

	5 人 未満	5～10 人 未満	10～15 人 未満	15～20 人 未満	20 人 以上	合計
政令市	8.3	91.7	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	14.0	76.7	9.3	0.0	0.0	100.0
10 万人以上	34.2	61.3	3.6	0.9	0.0	100.0
5 万人以上	14.5	81.9	2.9	0.0	0.7	100.0
5 万人未満	13.2	63.5	18.0	2.5	2.7	100.0
合計	16.6	67.8	12.3	1.6	1.8	100.0

○【相談支援給付】人口千人当たり延べ支給決定者数

■度数（単位：団体）

	5 人 未満	5～10 人 未満	10～15 人 未満	15～20 人 未満	20 人 以上	合計
政令市	2	7	3	0	0	12
中核市	11	20	12	0	0	43
10 万人以上	29	64	16	2	0	111
5 万人以上	32	75	28	3	0	138
5 万人未満	57	172	164	33	12	438
合計	131	338	223	38	12	742

■割合（単位：％）

	5 人 未満	5～10 人 未満	10～15 人 未満	15～20 人 未満	20 人 以上	合計
政令市	16.7	58.3	25.0	0.0	0.0	100.0
中核市	25.6	46.5	27.9	0.0	0.0	100.0
10 万人以上	26.1	57.7	14.4	1.8	0.0	100.0
5 万人以上	23.2	54.3	20.3	2.2	0.0	100.0
5 万人未満	13.0	39.3	37.4	7.5	2.7	100.0
合計	17.7	45.6	30.1	5.1	1.6	100.0

<支給決定事務>

○【介護給付】支給決定における自治体独自のマニュアルの有無

■度数（単位：団体）

	独自マニュアル 無し	独自マニュアル あり	合計
政令市	3	9	12
中核市	24	19	43
10万人以上	63	48	111
5万人以上	94	44	138
5万人未満	357	81	438
合計	541	201	742

■割合（単位：％）

	独自マニュアル 無し	独自マニュアル あり	合計
政令市	25.0	75.0	100.0
中核市	55.8	44.2	100.0
10万人以上	56.8	43.2	100.0
5万人以上	68.1	31.9	100.0
5万人未満	81.5	18.5	100.0
合計	72.9	27.1	100.0

○【訓練等給付】支給決定における自治体独自のマニュアルの有無

■度数（単位：団体）

	独自マニュアル 無し	独自マニュアル あり	合計
政令市	3	9	12
中核市	28	15	43
10万人以上	72	39	111
5万人以上	103	35	138
5万人未満	368	70	438
合計	574	168	742

■割合（単位：％）

	独自マニュアル 無し	独自マニュアル あり	合計
政令市	25.0	75.0	100.0
中核市	65.1	34.9	100.0
10 万人以上	64.9	35.1	100.0
5 万人以上	74.6	25.4	100.0
5 万人未満	84.0	16.0	100.0
合計	77.4	22.6	100.0

○【介護給付】自治体独自のマニュアルの内容（独自のマニュアルがある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	厚労省事務処 理要領に準じ る	厚労省事務処 理要領から一 部変更あり	大部分を自治 体で作成	未回答・ 無効	合計
政令市	8	1	0	0	9
中核市	15	3	0	1	19
10 万人以上	36	12	0	0	48
5 万人以上	37	7	0	0	44
5 万人未満	73	6	0	2	81
合計	169	29	0	3	201

■割合（単位：％）

	厚労省事務処 理要領に準じ る	厚労省事務処 理要領から一 部変更あり	大部分を自治 体で作成	未回答・ 無効	合計
政令市	88.9	11.1	0.0	0.0	100.0
中核市	78.9	15.8	0.0	5.3	100.0
10 万人以上	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0
5 万人以上	84.1	15.9	0.0	0.0	100.0
5 万人未満	90.1	7.4	0.0	2.5	100.0
合計	84.1	14.4	0.0	1.5	100.0

○【訓練等給付】自治体独自のマニュアルの内容（独自のマニュアルがある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	厚労省事務処理要領に準じる	厚労省事務処理要領から一部変更あり	大部分を自治体で作成	未回答・無効	合計
政令市	8	1	0	0	9
中核市	14	1	0	0	15
10万人以上	33	6	0	0	39
5万人以上	31	3	0	1	35
5万人未満	64	2	0	4	70
合計	150	13	0	5	168

■割合（単位：％）

	厚労省事務処理要領に準じる	厚労省事務処理要領から一部変更あり	大部分を自治体で作成	未回答・無効	合計
政令市	88.9	11.1	0.0	0.0	100.0
中核市	93.3	6.7	0.0	0.0	100.0
10万人以上	84.6	15.4	0.0	0.0	100.0
5万人以上	88.6	8.6	0.0	2.9	100.0
5万人未満	91.4	2.9	0.0	5.7	100.0
合計	89.3	7.7	0.0	3.0	100.0

○【介護給付】明文化された支給決定基準の有無

■度数（単位：団体）

	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他	合計
政令市	5	5	2	0	0	12
中核市	21	20	1	1	0	43
10万人以上	31	58	16	4	2	111
5万人以上	30	55	46	5	2	138
5万人未満	71	142	148	57	20	438
合計	158	280	213	67	24	742

■割合（単位：％）

	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他	合計
政令市	41.7	41.7	16.7	0.0	0.0	100.0
中核市	48.8	46.5	2.3	2.3	0.0	100.0
10万人以上	27.9	52.3	14.4	3.6	1.8	100.0
5万人以上	21.7	39.9	33.3	3.6	1.4	100.0
5万人未満	16.2	32.4	33.8	13.0	4.6	100.0
合計	21.3	37.7	28.7	9.0	3.2	100.0

○【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無

■度数（単位：団体）

	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他	合計
政令市	2	5	5	0	0	12
中核市	20	15	8	0	0	43
10万人以上	22	43	34	7	5	111
5万人以上	21	40	68	6	3	138
5万人未満	61	101	187	66	23	438
合計	126	204	302	79	31	742

■割合（単位：％）

	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他	合計
政令市	16.7	41.7	41.7	0.0	0.0	100.0
中核市	46.5	34.9	18.6	0.0	0.0	100.0
10万人以上	19.8	38.7	30.6	6.3	4.5	100.0
5万人以上	15.2	29.0	49.3	4.3	2.2	100.0
5万人未満	13.9	23.1	42.7	15.1	5.3	100.0
合計	17.0	27.5	40.7	10.6	4.2	100.0

○【介護給付】定量的な支給決定基準の定めの有無（明文化された支給決定基準がある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	定量的な基準 無し	一部サービス で定量的な基 準あり	全てのサービ スで定量的な 基準あり	未回答・ 無効	合計
政令市	2	6	2	0	10
中核市	6	9	26	0	41
10万人以上	8	36	45	0	89
5万人以上	8	35	42	0	85
5万人未満	25	62	122	4	213
合計	49	148	237	4	438

■割合（単位：％）

	定量的な基準 無し	一部サービス で定量的な基 準あり	全てのサービ スで定量的な 基準あり	未回答・ 無効	合計
政令市	20.0	60.0	20.0	0.0	100.0
中核市	14.6	22.0	63.4	0.0	100.0
10万人以上	9.0	40.4	50.6	0.0	100.0
5万人以上	9.4	41.2	49.4	0.0	100.0
5万人未満	11.7	29.1	57.3	1.9	100.0
合計	11.2	33.8	54.1	0.9	100.0

○【訓練等給付】定量的な支給決定基準の定めの有無（明文化された支給決定基準がある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	定量的な基準 無し	一部サービス で定量的な基 準あり	全てのサービ スで定量的な 基準あり	未回答・ 無効	合計
政令市	1	2	4	0	7
中核市	2	5	28	0	35
10万人以上	10	2	53	0	65
5万人以上	16	4	40	1	61
5万人未満	25	15	117	5	162
合計	54	28	242	6	330

■割合（単位：％）

	定量的な基準 無し	一部サービス で定量的な基 準あり	全てのサービ スで定量的な 基準あり	未回答・ 無効	合計
政令市	14.3	28.6	57.1	0.0	100.0
中核市	5.7	14.3	80.0	0.0	100.0
10万人以上	15.4	3.1	81.5	0.0	100.0
5万人以上	26.2	6.6	65.6	1.6	100.0
5万人未満	15.4	9.3	72.2	3.1	100.0
合計	16.4	8.5	73.3	1.8	100.0

○【介護給付】定量的な支給決定基準があるサービス（一部サービスにおいて定量的な支給決定基準がある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護	療養 介護	生活 介護	短期 入所	重度 障害 者等 包括 支援	施設 入所 支援
政令市	6	4	4	4	3	0	1	2	1	0
中核市	9	9	6	6	6	3	5	7	4	3
10万人以上	36	31	28	30	26	7	8	22	17	5
5万人以上	35	30	29	23	29	6	7	22	16	6
5万人未満	62	54	51	45	48	11	15	36	24	10
合計	148	128	118	108	112	27	36	89	62	24

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護	療養 介護	生活 介護	短期 入所	重度 障害 者等 包括 支援	施設 入所 支援
政令市	6	66.7	66.7	66.7	50.0	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0
中核市	9	100.0	66.7	66.7	66.7	33.3	55.6	77.8	44.4	33.3
10万人以上	36	86.1	77.8	83.3	72.2	19.4	22.2	61.1	47.2	13.9
5万人以上	35	85.7	82.9	65.7	82.9	17.1	20.0	62.9	45.7	17.1
5万人未満	62	87.1	82.3	72.6	77.4	17.7	24.2	58.1	38.7	16.1
合計	148	86.5	79.7	73.0	75.7	18.2	24.3	60.1	41.9	16.2

○【訓練等給付】定量的な支給決定基準があるサービス（一部サービスにおいて定量的な支給決定基準がある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助
政令市	2	1	1	1	1	2	2	1
中核市	5	4	4	4	3	2	0	2
10万人以上	2	1	1	1	1	2	2	1
5万人以上	4	4	4	4	4	1	1	2
5万人未満	15	11	10	10	10	4	3	11
合計	28	21	20	20	19	11	8	17

■割合（単位：%）

	回答自治体数	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助
政令市	2	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	50.0
中核市	5	80.0	80.0	80.0	60.0	40.0	0.0	40.0
10万人以上	2	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	50.0
5万人以上	4	100.0	100.0	100.0	100.0	25.0	25.0	50.0
5万人未満	15	73.3	66.7	66.7	66.7	26.7	20.0	73.3
合計	28	75.0	71.4	71.4	67.9	39.3	28.6	60.7

○訪問系サービスにおける支給決定基準の内容（全てのサービス・一部サービスにおいて定量的な支給決定基準がある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	障害支援区分ごとに基本時間数を設けている	単身の場合と同居家族がいる場合で、基本時間数に差を設けている	国庫負担基準負担に合わせて、基本時間数を設けている	本人に医療的ケアが必要な場合、加算を設けている	深夜に介助が必要な場合、加算を設けている	その他	訪問系サービスでは定量的な支給決定基準を定めていない
政令市	8	6	5	3	0	2	2	0
中核市	35	32	15	10	3	5	7	0
10万人以上	81	64	27	36	10	3	16	2
5万人以上	77	66	20	29	5	2	8	1
5万人未満	184	138	35	72	13	4	13	4
合計	385	306	102	150	31	16	46	7

■割合（単位：％）

	回答自治体数	障害支援区分ごとに基本時間数を設けている	単身の場合と同居家族がいる場合で、基本時間数に差を設けている	国庫負担基準負担に合わせて、基本時間数を設けている	本人に医療的ケアが必要な場合、加算を設けている	深夜に介助が必要な場合、加算を設けている	その他	訪問系サービスでは定量的な支給決定基準を定めていない
政令市	8	75.0	62.5	37.5	0.0	25.0	25.0	0.0
中核市	35	91.4	42.9	28.6	8.6	14.3	20.0	0.0
10万人以上	81	79.0	33.3	44.4	12.3	3.7	19.8	2.5
5万人以上	77	85.7	26.0	37.7	6.5	2.6	10.4	1.3
5万人未満	184	75.0	19.0	39.1	7.1	2.2	7.1	2.2
合計	385	79.5	26.5	39.0	8.1	4.2	11.9	1.8

○【介護給付】支給決定量の上限の定めの有無

■度数（単位：団体）

	上限の定め無し	一部サービスで上限あり	全てのサービスで上限あり	未回答・無効	合計
政令市	5	4	3	0	12
中核市	18	9	16	0	43
10万人以上	37	36	34	4	111
5万人以上	57	34	36	11	138
5万人未満	224	73	105	36	438
合計	341	156	194	51	742

■割合（単位：％）

	上限の定め無し	一部サービスで上限あり	全てのサービスで上限あり	未回答・無効	合計
政令市	41.7	33.3	25.0	0.0	100.0
中核市	41.9	20.9	37.2	0.0	100.0
10万人以上	33.3	32.4	30.6	3.6	100.0
5万人以上	41.3	24.6	26.1	8.0	100.0
5万人未満	51.1	16.7	24.0	8.2	100.0
合計	46.0	21.0	26.1	6.9	100.0

○【訓練等給付】支給決定量の上限の定めの有無

■度数（単位：団体）

	上限の定め無し	一部サービスで上限あり	全てのサービスで上限あり	未回答・無効	合計
政令市	5	2	5	0	12
中核市	18	9	16	0	43
10万人以上	46	14	51	0	111
5万人以上	66	17	55	0	138
5万人未満	277	51	110	0	438
合計	412	93	237	0	742

■割合（単位：％）

	上限の定め無し	一部サービスで上限あり	全てのサービスで上限あり	未回答・無効	合計
政令市	41.7	16.7	41.7	0.0	100.0
中核市	41.9	20.9	37.2	0.0	100.0
10万人以上	41.4	12.6	45.9	0.0	100.0
5万人以上	47.8	12.3	39.9	0.0	100.0
5万人未満	63.2	11.6	25.1	0.0	100.0
合計	55.5	12.5	31.9	0.0	100.0

○【介護給付】支給決定量の上限があるサービス（一部サービスにおいて支給決定量の上限の定めがある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護	療養 介護	生活 介護	短期 入所	重度 障害 者等 包括 支援	施設 入所 支援
政令市	4	3	3	3	3	1	1	1	1	1
中核市	9	7	5	4	4	0	4	3	2	0
10万人以上	36	27	25	24	21	8	12	19	13	5
5万人以上	34	29	26	22	25	5	12	21	11	4
5万人未満	73	54	48	37	42	5	22	47	27	5
合計	156	120	107	90	95	19	51	91	54	15

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護	療養 介護	生活 介護	短期 入所	重度 障害 者等 包括 支援	施設 入所 支援
政令市	4	75.0	75.0	75.0	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
中核市	9	77.8	55.6	44.4	44.4	0.0	44.4	33.3	22.2	0.0
10万人以上	36	75.0	69.4	66.7	58.3	22.2	33.3	52.8	36.1	13.9
5万人以上	34	85.3	76.5	64.7	73.5	14.7	35.3	61.8	32.4	11.8
5万人未満	73	74.0	65.8	50.7	57.5	6.8	30.1	64.4	37.0	6.8
合計	156	76.9	68.6	57.7	60.9	12.2	32.7	58.3	34.6	9.6

○【訓練等給付】支給決定量の上限があるサービス（一部サービスにおいて支給決定量の上限の定めがある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助
政令市	2	1	1	0	0	2	2	1
中核市	9	7	7	4	4	7	5	3
10万人以上	14	13	13	6	6	9	3	2
5万人以上	17	13	14	6	6	9	2	2
5万人未満	51	35	40	25	25	23	10	7
合計	93	69	75	41	41	50	22	15

■割合（単位：％）

	回答自治体数	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助
政令市	2	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0
中核市	9	77.8	77.8	44.4	44.4	77.8	55.6	33.3
10万人以上	14	92.9	92.9	42.9	42.9	64.3	21.4	14.3
5万人以上	17	76.5	82.4	35.3	35.3	52.9	11.8	11.8
5万人未満	51	68.6	78.4	49.0	49.0	45.1	19.6	13.7
合計	93	74.2	80.6	44.1	44.1	53.8	23.7	16.1

○【介護給付】支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の対応方法

■度数（単位：団体）

	原則支給決定 通り支給する	主治医 の意見を優先 する	市町村 審査会の意見を優先 する	計画相 談支援 事業者の意見を優先 する	サービス提供 事業者の意見を優先 する	利用者の希望 を優先する	その他	合計
政令市	1	0	8	2	1	0	0	12
中核市	3	0	30	4	0	0	6	43
10万人以上	15	0	59	20	2	2	13	111
5万人以上	21	3	56	40	1	4	13	138
5万人未満	103	7	115	158	2	23	30	438
合計	143	10	268	224	6	29	62	742

■割合（単位：％）

	原則支給決定 通り支給する	主治医 の意見を優先 する	市町村 審査会の意見を優先 する	計画相 談支援 事業者の意見を優先 する	サービス提供 事業者の意見を優先 する	利用者の希望 を優先する	その他	合計
政令市	8.3	0.0	66.7	16.7	8.3	0.0	0.0	100.0
中核市	7.0	0.0	69.8	9.3	0.0	0.0	14.0	100.0
10万人以上	13.5	0.0	53.2	18.0	1.8	1.8	11.7	100.0
5万人以上	15.2	2.2	40.6	29.0	0.7	2.9	9.4	100.0
5万人未満	23.5	1.6	26.3	36.1	0.5	5.3	6.8	100.0
合計	19.3	1.3	36.1	30.2	0.8	3.9	8.4	100.0

○【訓練等給付】支給決定量を超えるサービス量を利用者が希望している場合の対応方法

■度数（単位：団体）

	原則支給決定 通り支給する	主治医 の意見を優先 する	市町村 審査会 の意見を優先 する	計画相 談支援 事業者 の意見を優先 する	サービ ス提供 事業者 の意見を優先 する	利用者 の希望 を優先 する	その他	合計
政令市	3	0	5	1	1	1	1	12
中核市	12	0	16	8	0	2	5	43
10万人以上	37	1	35	21	4	1	12	111
5万人以上	41	2	34	42	3	2	14	138
5万人未満	148	4	68	165	8	20	25	438
合計	241	7	158	237	16	26	57	742

■割合（単位：％）

	原則支給決定 通り支給する	主治医 の意見を優先 する	市町村 審査会 の意見を優先 する	計画相 談支援 事業者 の意見を優先 する	サービ ス提供 事業者 の意見を優先 する	利用者 の希望 を優先 する	その他	合計
政令市	25.0	0.0	41.7	8.3	8.3	8.3	8.3	100.0
中核市	27.9	0.0	37.2	18.6	0.0	4.7	11.6	100.0
10万人以上	33.3	0.9	31.5	18.9	3.6	0.9	10.8	100.0
5万人以上	29.7	1.4	24.6	30.4	2.2	1.4	10.1	100.0
5万人未満	33.8	0.9	15.5	37.7	1.8	4.6	5.7	100.0
合計	32.5	0.9	21.3	31.9	2.2	3.5	7.7	100.0

○【介護給付】非定型の支給決定の割合

■度数（単位：団体）

	0～2 割 程度	2～4 割 程度	4～6 割 程度	6～8 割 程度	8～10 割 程度	合計
政令市	12	0	0	0	0	12
中核市	40	1	1	0	1	43
10 万人以上	98	8	2	0	3	111
5 万人以上	120	12	4	0	2	138
5 万人未満	396	18	9	4	11	438
合計	666	39	16	4	17	742

■割合（単位：％）

	0～2 割 程度	2～4 割 程度	4～6 割 程度	6～8 割 程度	8～10 割 程度	合計
政令市	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	93.0	2.3	2.3	0.0	2.3	100.0
10 万人以上	88.3	7.2	1.8	0.0	2.7	100.0
5 万人以上	87.0	8.7	2.9	0.0	1.4	100.0
5 万人未満	90.4	4.1	2.1	0.9	2.5	100.0
合計	89.8	5.3	2.2	0.5	2.3	100.0

○【訓練等給付】非定型の支給決定の割合

■度数（単位：団体）

	0～2 割 程度	2～4 割 程度	4～6 割 程度	6～8 割 程度	8～10 割 程度	合計
政令市	12	0	0	0	0	12
中核市	41	1	0	1	0	43
10 万人以上	106	1	0	1	3	111
5 万人以上	131	4	0	1	2	138
5 万人未満	412	10	5	2	9	438
合計	702	16	5	5	14	742

■割合（単位：％）

	0～2 割 程度	2～4 割 程度	4～6 割 程度	6～8 割 程度	8～10 割 程度	合計
政令市	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	95.3	2.3	0.0	2.3	0.0	100.0
10 万人以上	95.5	0.9	0.0	0.9	2.7	100.0
5 万人以上	94.9	2.9	0.0	0.7	1.4	100.0
5 万人未満	94.1	2.3	1.1	0.5	2.1	100.0
合計	94.6	2.2	0.7	0.7	1.9	100.0

○【介護給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方

■度数（単位：団体）

	利用の希望 があれば広く支給決定を 行う	利用の希望 があれば広く支給決定 を行うが、支給量は、 初めは少なめに決定する	まずは一般 施策の利用を検討し、 関係機関との調整等を行う	その他	未回 答・無 効	合計
政令市	6	2	3	1	0	12
中核市	32	2	4	5	0	43
10 万人以上	56	27	21	7	0	111
5 万人以上	66	33	31	8	0	138
5 万人未満	240	91	82	25	0	438
合計	400	155	141	46	0	742

■割合（単位：％）

	利用の希望があれば広く支給決定を行う	利用の希望があれば広く支給決定を行うが、支給量は、初めは少なめに決定する	まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う	その他	未回答・無効	合計
政令市	50.0	16.7	25.0	8.3	0.0	100.0
中核市	74.4	4.7	9.3	11.6	0.0	100.0
10万人以上	50.5	24.3	18.9	6.3	0.0	100.0
5万人以上	47.8	23.9	22.5	5.8	0.0	100.0
5万人未満	54.8	20.8	18.7	5.7	0.0	100.0
合計	53.9	20.9	19.0	6.2	0.0	100.0

○【訓練等給付】比較的軽度な障害者に対する支給決定の基本的な考え方

■度数（単位：団体）

	利用の希望があれば広く支給決定を行う	利用の希望があれば広く支給決定を行うが、支給量は、初めは少なめに決定する	まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う	その他	未回答・無効	合計
政令市	6	2	3	1	0	12
中核市	35	2	3	3	0	43
10万人以上	79	9	17	3	3	111
5万人以上	74	17	41	3	3	138
5万人未満	264	56	77	18	23	438
合計	458	86	141	28	29	742

■割合（単位：％）

	利用の希望があれば広く支給決定を行う	利用の希望があれば広く支給決定を行うが、支給量は、初めは少なめに決定する	まずは一般施策の利用を検討し、関係機関との調整等を行う	その他	未回答・無効	合計
政令市	50.0	16.7	25.0	8.3	0.0	100.0
中核市	81.4	4.7	7.0	7.0	0.0	100.0
10万人以上	71.2	8.1	15.3	2.7	2.7	100.0
5万人以上	53.6	12.3	29.7	2.2	2.2	100.0
5万人未満	60.3	12.8	17.6	4.1	5.3	100.0
合計	61.7	11.6	19.0	3.8	3.9	100.0

○【介護給付】支給申請から受給者証交付までのおおよその期間

■度数（単位：団体）

	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1～2か月以内	2～3か月以内	3か月以上	合計
政令市	0	0	1	4	6	1	12
中核市	0	5	3	20	15	0	43
10万人以上	1	21	17	42	30	0	111
5万人以上	2	17	24	67	28	0	138
5万人未満	36	69	85	179	69	0	438
合計	39	112	130	312	148	1	742

■割合（単位：％）

	1 週間以 内	2 週間以 内	1 か月以 内	1～2 か 月以内	2～3 か 月以内	3 か月以 上	合計
政令市	0.0	0.0	8.3	33.3	50.0	8.3	100.0
中核市	0.0	11.6	7.0	46.5	34.9	0.0	100.0
10 万人以上	0.9	18.9	15.3	37.8	27.0	0.0	100.0
5 万人以上	1.4	12.3	17.4	48.6	20.3	0.0	100.0
5 万人未満	8.2	15.8	19.4	40.9	15.8	0.0	100.0
合計	5.3	15.1	17.5	42.0	19.9	0.1	100.0

【訓練等給付】支給申請から受給者証交付までのおおよその期間

■度数（単位：団体）

	1 週間以 内	2 週間以 内	1 か月以 内	1～2 か 月以内	2～3 か 月以内	3 か月以 上	合計
政令市	0	1	6	4	1	0	12
中核市	0	15	17	11	0	0	43
10 万人以上	4	31	42	28	6	0	111
5 万人以上	4	29	62	36	7	0	138
5 万人未満	48	100	171	106	12	1	438
合計	56	176	298	185	26	1	742

■割合（単位：％）

	1 週間以 内	2 週間以 内	1 か月以 内	1～2 か 月以内	2～3 か 月以内	3 か月以 上	合計
政令市	0.0	8.3	50.0	33.3	8.3	0.0	100.0
中核市	0.0	34.9	39.5	25.6	0.0	0.0	100.0
10 万人以上	3.6	27.9	37.8	25.2	5.4	0.0	100.0
5 万人以上	2.9	21.0	44.9	26.1	5.1	0.0	100.0
5 万人未満	11.0	22.8	39.0	24.2	2.7	0.2	100.0
合計	7.5	23.7	40.2	24.9	3.5	0.1	100.0

○【介護給付】支給決定の過程で実施しているプロセス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	12	10	7	2	3	2	5	11	7	2	1
中核市	43	34	29	21	1	0	2	11	36	16	0	2
10万人以上	111	92	90	60	1	3	6	28	82	52	2	4
5万人以上	138	105	116	56	1	3	5	27	103	46	6	3
5万人未満	438	330	359	111	6	4	7	49	293	68	10	11
合計	742	573	604	255	11	13	22	120	525	189	20	21

■度数（単位：％）

	回答自治体数	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	100.0	83.3	58.3	16.7	25.0	16.7	41.7	91.7	58.3	16.7	8.3
中核市	43	79.1	67.4	48.8	2.3	0.0	4.7	25.6	83.7	37.2	0.0	4.7
10万人以上	111	82.9	81.1	54.1	0.9	2.7	5.4	25.2	73.9	46.8	1.8	3.6
5万人以上	138	76.1	84.1	40.6	0.7	2.2	3.6	19.6	74.6	33.3	4.3	2.2
5万人未満	438	75.3	82.0	25.3	1.4	0.9	1.6	11.2	66.9	15.5	2.3	2.5
合計	742	77.2	81.4	34.4	1.5	1.8	3.0	16.2	70.8	25.5	2.7	2.8

○【訓練等給付】支給決定の過程で実施しているプロセス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	12	9	5	3	3	2	6	11	7	3	2
中核市	43	35	30	17	0	0	2	13	32	16	1	2
10万人以上	111	91	91	40	2	4	5	23	77	47	2	2
5万人以上	138	110	116	31	0	1	7	33	100	44	6	4
5万人未満	438	319	350	50	4	3	7	45	280	65	8	15
合計	742	567	596	143	9	11	23	120	500	179	20	25

■度数（単位：％）

	回答自治体数	自治体職員による申請者との面接	相談支援専門員による聴取	市町村審査会の意見聴取（二次判定を除く）	身体障害者更生相談所の意見聴取	知的障害者更生相談所の意見聴取	精神保健福祉センターの意見聴取	児童相談所の意見聴取	サービス等利用計画案の評価	課内会議等の庁内会議で協議	（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用	その他
政令市	12	100.0	75.0	41.7	25.0	25.0	16.7	50.0	91.7	58.3	25.0	16.7
中核市	43	81.4	69.8	39.5	0.0	0.0	4.7	30.2	74.4	37.2	2.3	4.7
10万人以上	111	82.0	82.0	36.0	1.8	3.6	4.5	20.7	69.4	42.3	1.8	1.8
5万人以上	138	79.7	84.1	22.5	0.0	0.7	5.1	23.9	72.5	31.9	4.3	2.9
5万人未満	438	72.8	79.9	11.4	0.9	0.7	1.6	10.3	63.9	14.8	1.8	3.4
合計	742	76.4	80.3	19.3	1.2	1.5	3.1	16.2	67.4	24.1	2.7	3.4

○訓練等給付の支給決定プロセスにおけるシステム（一次判定用ソフトウェア）の活用状況

■度数（単位：団体）

	システムの判定は 行わない	判定を行い、場合 によっては結果を 活用	原則として支給決 定プロセスに活用	合計
政令市	8	2	2	12
中核市	31	7	5	43
10万人以上	79	20	12	111
5万人以上	107	23	8	138
5万人未満	324	54	60	438
合計	549	106	87	742

■割合（単位：％）

	システムの判定は 行わない	判定を行い、場合 によっては結果を 活用	原則として支給決 定プロセスに活用	合計
政令市	66.7	16.7	16.7	100.0
中核市	72.1	16.3	11.6	100.0
10万人以上	71.2	18.0	10.8	100.0
5万人以上	77.5	16.7	5.8	100.0
5万人未満	74.0	12.3	13.7	100.0
合計	74.0	14.3	11.7	100.0

<事業者指定>

○条例で定める指定障害福祉サービス事業者の指定基準の内容（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	原則、省令と同程度の基準	省令に上乗せした基準	未回答・無効	合計
政令市	10	2	0	12
中核市	32	11	0	43
10万人以上	10	0	2	12
5万人以上	6	1	2	9
5万人未満	19	0	4	23
合計	77	14	8	99

■割合（単位：%）

	原則、省令と同程度の基準	省令に上乗せした基準	未回答・無効	合計
政令市	83.3	16.7	0.0	100.0
中核市	74.4	25.6	0.0	100.0
10万人以上	83.3	0.0	16.7	100.0
5万人以上	66.7	11.1	22.2	100.0
5万人未満	82.6	0.0	17.4	100.0
合計	77.8	14.1	8.1	100.0

○指定障害福祉サービス事業者の指定の考え方（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	原則、基準を満たしていれば指定する	基準を満たしていても指定しないことがある	未回答・無効	合計
政令市	11	1	0	12
中核市	39	4	0	43
10万人以上	11	0	1	12
5万人以上	7	0	2	9
5万人未満	18	0	5	23
合計	86	5	8	99

■割合（単位：％）

	原則、省令と同程度の基準	省令に上乘せした基準	未回答・無効	合計
政令市	91.7	8.3	0.0	100.0
中核市	90.7	9.3	0.0	100.0
10万人以上	91.7	0.0	8.3	100.0
5万人以上	77.8	0.0	22.2	100.0
5万人未満	78.3	0.0	21.7	100.0
合計	86.9	5.1	8.1	100.0

○指定障害福祉サービス事業者を指定する際に実施しているプロセス（事業者指定権限のある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	申請者との事前面談	課内会議等の庁内会議で協議	第三者機関（協議会等）の意見の聴取	いずれも実施していない
政令市	12	10	0	1	2
中核市	43	37	5	0	7
10万人以上	12	11	7	0	0
5万人以上	9	7	4	2	0
5万人未満	23	14	6	2	4
合計	99	79	22	5	13

■割合（単位：％）

	回答自治体数	申請者との事前面談	課内会議等の庁内会議で協議	第三者機関（協議会等）の意見の聴取	いずれも実施していない
政令市	12	83.3	0.0	8.3	16.7
中核市	43	86.0	11.6	0.0	16.3
10万人以上	12	91.7	58.3	0.0	0.0
5万人以上	9	77.8	44.4	22.2	0.0
5万人未満	23	60.9	26.1	8.7	17.4
合計	99	79.8	22.2	5.1	13.1

○日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の指定を行う際、申請者に、運営内容や活動内容等を説明させ、その内容を提出させているかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	提出 させている	提出 させていない	未回答・無効	合計
政令市	3	9	0	12
中核市	23	20	0	43
10万人以上	4	6	2	12
5万人以上	2	5	2	9
5万人未満	13	6	4	23
合計	45	46	8	99

■割合（単位：%）

	提出 させている	提出 させていない	未回答・無効	合計
政令市	25.0	75.0	0.0	100.0
中核市	53.5	46.5	0.0	100.0
10万人以上	33.3	50.0	16.7	100.0
5万人以上	22.2	55.6	22.2	100.0
5万人未満	56.5	26.1	17.4	100.0
合計	45.5	46.5	8.1	100.0

<意見申出制度>

○意見申出制度の認知度（事業者指定権限の無い自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	意見申出制度を知っている	意見申出制度を知らない	未回答・無効	合計
10万人以上	73	21	5	99
5万人以上	80	40	9	129
5万人未満	172	208	35	415
合計	325	269	49	643

■割合（単位：%）

	意見申出制度を知っている	意見申出制度を知らない	未回答・無効	合計
10万人以上	73.7	21.2	5.1	100.0
5万人以上	62.0	31.0	7.0	100.0
5万人未満	41.4	50.1	8.4	100.0
合計	50.5	41.8	7.6	100.0

○都道府県が事業者指定する際に、都道府県に対してあらかじめ市町村へ通知するよう求めているかどうか（事業者指定権限の無い自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	既に求めている	求めていないが、今後求める予定	求めておらず、今後も求める予定はない	未回答・無効	合計
10万人以上	24	14	53	8	99
5万人以上	14	31	71	13	129
5万人未満	28	68	257	62	415
合計	66	113	381	83	643

■割合（単位：％）

	既に求めている	求めていないが、今後求める予定	求めておらず、今後も求める予定はない	未回答・無効	合計
10 万人以上	24.2	14.1	53.5	8.1	100.0
5 万人以上	10.9	24.0	55.0	10.1	100.0
5 万人未満	6.7	16.4	61.9	14.9	100.0
合計	10.3	17.6	59.3	12.9	100.0

○都道府県が事業者指定する際の意見申出の有無（事業者指定権限の無い自治体で、都道府県に対してあらかじめ市町村へ通知するよう求めている自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	今まで通知は無い	通知はあったが、意見申出はしていない	通知があり、意見申出を行った
10 万人以上	24	5	13	4
5 万人以上	14	6	7	0
5 万人未満	28	11	9	4
合計	66	22	29	8

■割合（単位：％）

	回答自治体数	今まで通知は無い	通知はあったが、意見申出はしていない	通知があり、意見申出を行った
10 万人以上	24	20.8	54.2	16.7
5 万人以上	14	42.9	50.0	0.0
5 万人未満	28	39.3	32.1	14.3
合計	66	33.3	43.9	12.1

○都道府県が事業者指定する際に通知があったものの、意見申出を行わなかった理由（事業者指定権限の無い自治体で、事業者指定に際して都道府県から通知はあったが意見申出はしていないと回答した自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	福祉計画のサービス見込量を超過していないため	特段留意すべき事項がないため	その他
10万人以上	13	6	6	3
5万人以上	7	1	5	1
5万人未満	9	1	6	1
合計	29	8	17	5

■割合（単位：％）

	回答自治体数	福祉計画のサービス見込量を超過していないため	特段留意すべき事項がないため	その他
10万人以上	13	46.2	46.2	23.1
5万人以上	7	14.3	71.4	14.3
5万人未満	9	11.1	66.7	11.1
合計	29	27.6	58.6	17.2

○都道府県が事業者指定する際に通知があり、意見申出を行った内容（事業者指定権限の無い自治体で、事業者指定に際して都道府県から通知があり意見申出を行ったと回答した自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	サービス提供地域の 変更を求めること	定員の制限を 求めること	定員の追加を 求めること	中重度者や特定の障 害種別の障害児者の 受入体制を進めるこ と	近隣の市町村への事 業所の設置に対し） 自市町村の障害児者 に対してもサービス を提供すること	地域の事業者のネッ トワークや協議会に 連携・協力又は参加 すること	その他
10 万人以上	4	0	0	0	3	0	2	2
5 万人以上	0	0	0	0	0	0	0	0
5 万人未満	4	0	0	0	1	0	1	1
合計	8	0	0	0	4	0	3	3

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	サービ ス提供 地域の 変更を 求める こと	定員の 制限を 求める こと	定員の 追加を 求める こと	中重度 者や特 定の障 害種別 の障害 児者の 受入体 制を進 めるこ と	近隣の 市町村 への事 業所の 設置に 対し） 自市町 村の障 害児者 に対し てもサ ービス を提供 するこ と	地域の 事業者 のネッ トワー クや協 議会に 連携・ 協力又 は参加 するこ と	その他
10 万人以上	4	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0	50.0
5 万人以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5 万人未満	4	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0
合計	8	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	37.5	37.5

<総量規制>

○【介護給付】令和6年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	3	0	2	0	0	1	0	1
中核市	43	10	1	9	0	9	2	10	2
10万人以上	111	17	9	18	8	16	7	15	4
5万人以上	138	33	10	24	9	24	8	22	4
5万人未満	438	54	12	36	7	33	16	26	15
合計	742	117	32	89	24	82	34	73	26

	回答 自治 体数	療養介護		生活介護		短期入所		重度障害者等 包括支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	0	0	1	0	1	0	0	0
中核市	43	5	3	12	2	10	1	0	0
10万人以上	111	9	3	13	9	17	8	1	0
5万人以上	138	13	7	24	13	26	12	0	2
5万人未満	438	12	12	62	17	55	19	3	7
合計	742	39	25	112	41	109	40	4	9

	回答 自治 体数	施設入所支援	
		超過	超過 見込 み
政令市	12	1	0
中核市	43	6	3
10 万人以上	111	16	8
5 万人以上	138	19	10
5 万人未満	438	45	18
合計	742	87	39

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	25.0	0.0	16.7	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3
中核市	43	23.3	2.3	20.9	0.0	20.9	4.7	23.3	4.7
10 万人以上	111	15.3	8.1	16.2	7.2	14.4	6.3	13.5	3.6
5 万人以上	138	23.9	7.2	17.4	6.5	17.4	5.8	15.9	2.9
5 万人未満	438	12.3	2.7	8.2	1.6	7.5	3.7	5.9	3.4
合計	742	15.8	4.3	12.0	3.2	11.1	4.6	9.8	3.5

	回答 自治 体数	療養介護		生活介護		短期入所		重度障害者等 包括支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0
中核市	43	11.6	7.0	27.9	4.7	23.3	2.3	0.0	0.0
10 万人以上	111	8.1	2.7	11.7	8.1	15.3	7.2	0.9	0.0
5 万人以上	138	9.4	5.1	17.4	9.4	18.8	8.7	0.0	1.4
5 万人未満	438	2.7	2.7	14.2	3.9	12.6	4.3	0.7	1.6
合計	742	5.3	3.4	15.1	5.5	14.7	5.4	0.5	1.2

	回答 自治 体数	施設入所支援	
		超過	超過 見込 み
政令市	12	8.3	0.0
中核市	43	14.0	7.0
10 万人以上	111	14.4	7.2
5 万人以上	138	13.8	7.2
5 万人未満	438	10.3	4.1
合計	742	11.7	5.3

○【訓練等給付】令和 6 年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	自立訓練		就労移行支援		就労継続支援 A 型		就労継続支援 B 型	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	1	0	3	0	2	1	3	0
中核市	43	10	2	11	3	12	3	18	3
10 万人以上	111	13	10	14	7	15	10	23	8
5 万人以上	138	14	9	18	7	27	10	36	19
5 万人未満	438	26	10	36	14	38	21	71	19
合計	742	64	31	82	31	94	45	151	49

	回答 自治 体数	就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	1	0	2	1	1	1
中核市	43	10	2	1	0	15	2
10 万人以上	111	9	11	3	0	24	7
5 万人以上	138	15	6	1	4	32	11
5 万人未満	438	17	9	7	7	57	27
合計	742	52	28	14	12	129	48

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	自立訓練		就労移行支援		就労継続支援 A 型		就労継続支援 B 型	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	8.3	0.0	25.0	0.0	16.7	8.3	25.0	0.0
中核市	43	23.3	4.7	25.6	7.0	27.9	7.0	41.9	7.0
10 万人以上	111	11.7	9.0	12.6	6.3	13.5	9.0	20.7	7.2
5 万人以上	138	10.1	6.5	13.0	5.1	19.6	7.2	26.1	13.8
5 万人未満	438	5.9	2.3	8.2	3.2	8.7	4.8	16.2	4.3
合計	742	8.6	4.2	11.1	4.2	12.7	6.1	20.4	6.6

	回答 自治 体数	就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	8.3	0.0	16.7	8.3	8.3	8.3
中核市	43	23.3	4.7	2.3	0.0	34.9	4.7
10 万人以上	111	8.1	9.9	2.7	0.0	21.6	6.3
5 万人以上	138	10.9	4.3	0.7	2.9	23.2	8.0
5 万人未満	438	3.9	2.1	1.6	1.6	13.0	6.2
合計	742	7.0	3.8	1.9	1.6	17.4	6.5

○【計画相談支援】令和6年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	0	0	1	1	2	0
中核市	43	5	1	2	0	4	0
10万人以上	111	15	3	7	1	4	1
5万人以上	138	20	12	3	4	2	2
5万人未満	438	33	17	5	5	6	5
合計	742	73	33	18	11	18	8

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
政令市	12	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7	0.0
中核市	43	11.6	2.3	4.7	0.0	9.3	0.0
10万人以上	111	13.5	2.7	6.3	0.9	3.6	0.9
5万人以上	138	14.5	8.7	2.2	2.9	1.4	1.4
5万人未満	438	7.5	3.9	1.1	1.1	1.4	1.1
合計	742	9.8	4.4	2.4	1.5	2.4	1.1

○障害福祉計画におけるサービスの見込量の推計方法

■度数（単位：団体）

	過去のサービス 量実績の変化率 の平均を用いた サービス見込量 推計の方法	人口当たり利用 率を用いたサー ビス見込量推計 方法	その他	未回答・ 無効	合計
政令市	11	0	1	0	12
中核市	36	2	3	2	43
10 万人以上	97	2	4	8	111
5 万人以上	114	2	13	9	138
5 万人未満	354	10	34	40	438
合計	612	16	55	59	742

■割合（単位：％）

	過去のサービス 量実績の変化率 の平均を用いた サービス見込量 推計の方法	人口当たり利用 率を用いたサー ビス見込量推計 方法	その他	未回答・ 無効	合計
政令市	91.7	0.0	8.3	0.0	100.0
中核市	83.7	4.7	7.0	4.7	100.0
10 万人以上	87.4	1.8	3.6	7.2	100.0
5 万人以上	82.6	1.4	9.4	6.5	100.0
5 万人未満	80.8	2.3	7.8	9.1	100.0
合計	82.5	2.2	7.4	8.0	100.0

○見込量を設定するにあたり考慮していること（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	都道 府県 障害 福祉 計画 にお ける 見込 み量	周辺 市町 村の サー ビス 利用 の伸 びや 事業 所数 の状 況	人口 構成 が似 た市 町村 の伸 びの 状況	アン ケー ト調 査結 果 （住 民の サー ビス 利用 意向 の動 向）	事業 所調 査結 果 （管 内事 業所 の事 業規 模の 拡 大・ 縮小 意 向）	国の 障害 福祉 施策 の動 向 （基 本指 針 等）	都道 府県 の障 害福 祉施 策の 動向	その 他
政令市	12	—	0	0	3	3	5	—	6
中核市	43	—	7	3	15	10	26	—	7
10 万人以上	111	22	19	1	44	36	42	22	14
5 万人以上	138	32	39	12	58	33	48	28	8
5 万人未満	438	109	148	29	153	73	123	76	14
合計	742	163	213	45	273	155	244	126	49

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	都道 府県 障害 福祉 計画 にお ける 見込 み量	周辺 市町 村の サー ビス 利用 の伸 びや 事業 所数 の状 況	人口 構成 が似 た市 町村 の伸 びの 状況	アン ケート 調査 結果 （住 民の サー ビス 利用 意向 の動 向）	事業 所調 査結 果 （管 内事 業所 の事 業規 模の 拡 大・ 縮小 意 向）	国の 障害 福祉 施策 の動 向 （基 本指 針 等）	都道 府県 の障 害福 祉施 策の 動向	その 他
政令市	12	—	0.0	0.0	25.0	25.0	41.7	—	50.0
中核市	43	—	16.3	7.0	34.9	23.3	60.5	—	16.3
10 万人以上	111	19.8	17.1	0.9	39.6	32.4	37.8	19.8	12.6
5 万人以上	138	23.2	28.3	8.7	42.0	23.9	34.8	20.3	5.8
5 万人未満	438	24.9	33.8	6.6	34.9	16.7	28.1	17.4	3.2
合計	742	22.0	28.7	6.1	36.8	20.9	32.9	17.0	6.6

○総量規制を実施しているサービス（事業者指定権限のある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
政令市	12	0	0	0	0
中核市	43	6	5	6	6
10 万人以上	12	0	0	0	0
5 万人以上	9	0	0	0	0
5 万人未満	23	1	1	1	1
合計	99	7	6	7	7

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
政令市	12	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	43	14.0	11.6	14.0	14.0
10 万人以上	12	0.0	0.0	0.0	0.0
5 万人以上	9	0.0	0.0	0.0	0.0
5 万人未満	23	4.3	4.3	4.3	4.3
合計	99	7.1	6.1	7.1	7.1

○障害福祉計画に定めるサービスの必要量に達しているにもかかわらず総量規制を実施していないサービス（事業者指定権限のある自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
政令市	12	0	1	2	1
中核市	43	7	8	15	3
10 万人以上	12	1	2	2	0
5 万人以上	9	3	1	4	2
5 万人未満	23	1	0	0	1
合計	99	12	12	23	7

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
政令市	12	0.0	8.3	16.7	8.3
中核市	43	16.3	18.6	34.9	7.0
10 万人以上	12	8.3	16.7	16.7	0.0
5 万人以上	9	33.3	11.1	44.4	22.2
5 万人未満	23	4.3	0.0	0.0	4.3
合計	99	12.1	12.1	23.2	7.1

○総量規制に対する基本的な考え方（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
政令市	0	4	4	3	1	0	12
中核市	4	10	5	13	11	0	43
10万人以上	1	0	4	5	1	1	12
5万人以上	0	3	1	4	1	0	9
5万人未満	1	0	3	13	0	6	23
合計	6	17	17	38	14	7	99

■割合（単位：％）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
政令市	0.0	33.3	33.3	25.0	8.3	0.0	100.0
中核市	9.3	23.3	11.6	30.2	25.6	0.0	100.0
10万人以上	8.3	0.0	33.3	41.7	8.3	8.3	100.0
5万人以上	0.0	33.3	11.1	44.4	11.1	0.0	100.0
5万人未満	4.3	0.0	13.0	56.5	0.0	26.1	100.0
合計	6.1	17.2	17.2	38.4	14.1	7.1	100.0

○総量規制を検討する理由（事業者指定権限のある自治体で、総量規制を検討すると回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	サービスの質 を確保するた め	費用の伸びを 抑制するため	その他	未回答・無効	合計
政令市	8	0	0	0	8
中核市	17	0	1	1	19
10万人以上	5	0	0	0	5
5万人以上	4	0	0	0	4
5万人未満	4	0	0	0	4
合計	38	0	1	1	40

■割合（単位：％）

	サービスの質 を確保するた め	費用の伸びを 抑制するため	その他	未回答・無効	合計
政令市	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	89.5	0.0	5.3	5.3	100.0
10万人以上	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5万人以上	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5万人未満	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	95.0	0.0	2.5	2.5	100.0

○総量規制を検討すべきでない理由（事業者指定権限のある自治体で、原則総量規制は実施しないと回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	その他	未回答・無効	合計
政令市	3	0	0	0	0	3
中核市	2	3	3	5	0	13
10万人以上	3	2	0	0	0	5
5万人以上	1	1	2	0	0	4
5万人未満	10	2	1	0	0	13
合計	19	8	6	5	0	38

■割合（単位：％）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	その他	未回答・無効	合計
政令市	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中核市	15.4	23.1	23.1	38.5	0.0	100.0
10万人以上	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5万人以上	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0
5万人未満	76.9	15.4	7.7	0.0	0.0	100.0
合計	50.0	21.1	15.8	13.2	0.0	100.0

○【居宅介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	2	3	7	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	5	10	7	23
合計	6	22	61	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	16.7	25.0	58.3	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	6.1	22.2	61.6	10.1	100.0

○【重度訪問介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	3	8	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	5	10	7	23
合計	5	22	62	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	25.0	66.7	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	5.1	22.2	62.6	10.1	100.0

○【同行援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	3	8	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	6	10	6	23
合計	5	23	62	9	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	25.0	66.7	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	26.1	43.5	26.1	100.0
合計	5.1	23.2	62.6	9.1	100.0

○【行動援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	3	8	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	6	10	6	23
合計	5	23	62	9	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	25.0	66.7	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	26.1	43.5	26.1	100.0
合計	5.1	23.2	62.6	9.1	100.0

○【療養介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	2	7	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	0	2	4	3	9
5万人未満	1	5	10	7	23
合計	4	18	64	13	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	4.7	16.3	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	0.0	22.2	44.4	33.3	100.0
5万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	4.0	18.2	64.6	13.1	100.0

○【短期入所】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	0	2	4	3	9
5万人未満	1	6	10	6	23
合計	3	20	64	12	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	0.0	22.2	44.4	33.3	100.0
5万人未満	4.3	26.1	43.5	26.1	100.0
合計	3.0	20.2	64.6	12.1	100.0

○【重度障害者等包括支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	9	31	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	4	11	7	23
合計	5	21	63	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	20.9	72.1	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	17.4	47.8	30.4	100.0
合計	5.1	21.2	63.6	10.1	100.0

○【自立訓練】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	1	10	0	12
中核市	2	6	33	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	5	10	7	23
合計	6	18	65	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	8.3	8.3	83.3	0.0	100.0
中核市	4.7	14.0	76.7	4.7	100.0
10 万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5 万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5 万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	6.1	18.2	65.7	10.1	100.0

○【就労移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	1	1	10	0	12
中核市	2	6	33	2	43
10 万人以上	0	2	9	1	12
5 万人以上	2	4	3	0	9
5 万人未満	1	5	10	7	23
合計	6	18	65	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	8.3	8.3	83.3	0.0	100.0
中核市	4.7	14.0	76.7	4.7	100.0
10 万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5 万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5 万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	6.1	18.2	65.7	10.1	100.0

○【就労定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	1	10	0	12
中核市	1	7	33	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	4	11	7	23
合計	5	18	66	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	8.3	83.3	0.0	100.0
中核市	2.3	16.3	76.7	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	17.4	47.8	30.4	100.0
合計	5.1	18.2	66.7	10.1	100.0

○【自立生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	8	32	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	4	11	7	23
合計	5	20	64	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	18.6	74.4	4.7	100.0
10 万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5 万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5 万人未満	4.3	17.4	47.8	30.4	100.0
合計	5.1	20.2	64.6	10.1	100.0

○【共同生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	3	2	7	0	12
中核市	1	7	31	4	43
10 万人以上	0	2	9	1	12
5 万人以上	2	3	4	0	9
5 万人未満	1	6	10	6	23
合計	7	20	61	11	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
政令市	25.0	16.7	58.3	0.0	100.0
中核市	2.3	16.3	72.1	9.3	100.0
10 万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5 万人以上	22.2	33.3	44.4	0.0	100.0
5 万人未満	4.3	26.1	43.5	26.1	100.0
合計	7.1	20.2	61.6	11.1	100.0

○【計画相談支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	10	30	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	5	10	7	23
合計	5	23	61	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	23.3	69.8	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	21.7	43.5	30.4	100.0
合計	5.1	23.2	61.6	10.1	100.0

○【地域移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	9	30	3	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	4	11	7	23
合計	5	21	62	11	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	20.9	69.8	7.0	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	17.4	47.8	30.4	100.0
合計	5.1	21.2	62.6	11.1	100.0

○【地域定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のある自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	1	2	9	0	12
中核市	1	9	31	2	43
10万人以上	0	2	9	1	12
5万人以上	2	4	3	0	9
5万人未満	1	4	11	7	23
合計	5	21	63	10	99

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
政令市	8.3	16.7	75.0	0.0	100.0
中核市	2.3	20.9	72.1	4.7	100.0
10万人以上	0.0	16.7	75.0	8.3	100.0
5万人以上	22.2	44.4	33.3	0.0	100.0
5万人未満	4.3	17.4	47.8	30.4	100.0
合計	5.1	21.2	63.6	10.1	100.0

○総量規制を実施しているサービス（事業者指定権限のない自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
10 万人以上	99	4	3	5	4
5 万人以上	129	7	6	7	5
5 万人未満	415	28	27	30	22
合計	643	39	36	42	31

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
10 万人以上	99	4.0	3.0	5.1	4.0
5 万人以上	129	5.4	4.7	5.4	3.9
5 万人未満	415	6.7	6.5	7.2	5.3
合計	643	6.1	5.6	6.5	4.8

○総量規制に対する基本的な考え方（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
10 万人以上	8	16	35	19	8	13	99
5 万人以上	4	20	54	28	8	15	129
5 万人未満	10	51	165	114	15	60	415
合計	22	87	254	161	31	88	643

■割合（単位：％）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
10 万人以上	8.1	16.2	35.4	19.2	8.1	13.1	100.0
5 万人以上	3.1	15.5	41.9	21.7	6.2	11.6	100.0
5 万人未満	2.4	12.3	39.8	27.5	3.6	14.5	100.0
合計	3.4	13.5	39.5	25.0	4.8	13.7	100.0

○総量規制を検討する理由（事業者指定権限のない自治体で、総量規制を検討すると回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	サービスの質 を確保するた め	費用の伸びを 抑制するため	その他	未回答・無効	合計
10 万人以上	48	9	1	1	59
5 万人以上	48	24	0	6	78
5 万人未満	154	58	4	10	226
合計	250	91	5	17	363

■割合（単位：％）

	サービスの質 を確保するた め	費用の伸びを 抑制するため	その他	未回答・無効	合計
10 万人以上	81.4	15.3	1.7	1.7	100.0
5 万人以上	61.5	30.8	0.0	7.7	100.0
5 万人未満	68.1	25.7	1.8	4.4	100.0
合計	68.9	25.1	1.4	4.7	100.0

○総量規制を検討すべきでない理由（事業者指定権限のない自治体で、原則総量規制は実施しないと回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	その他	未回答・無効	合計
10万人以上	12	3	1	3	0	19
5万人以上	16	6	4	1	1	28
5万人未満	61	35	8	4	6	114
合計	89	44	13	8	7	161

■割合（単位：％）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	その他	未回答・無効	合計
10万人以上	63.2	15.8	5.3	15.8	0.0	100.0
5万人以上	57.1	21.4	14.3	3.6	3.6	100.0
5万人未満	53.5	30.7	7.0	3.5	5.3	100.0
合計	55.3	27.3	8.1	5.0	4.3	100.0

○【生活介護】総量規制の対象となっているサービスについて、総量規制の実施を検討すべきと考えているかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	8	32	45	14	99
5 万人以上	7	29	74	19	129
5 万人未満	15	75	246	79	415
合計	30	136	365	112	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	8.1	32.3	45.5	14.1	100.0
5 万人以上	5.4	22.5	57.4	14.7	100.0
5 万人未満	3.6	18.1	59.3	19.0	100.0
合計	4.7	21.2	56.8	17.4	100.0

○【就労継続支援 A 型】総量規制の対象となっているサービスについて、総量規制の実施を検討すべきと考えているかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	9	29	47	14	99
5 万人以上	12	27	71	19	129
5 万人未満	19	75	243	78	415
合計	40	131	361	111	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	9.1	29.3	47.5	14.1	100.0
5 万人以上	9.3	20.9	55.0	14.7	100.0
5 万人未満	4.6	18.1	58.6	18.8	100.0
合計	6.2	20.4	56.1	17.3	100.0

○【就労継続支援 B 型】総量規制の対象となっているサービスについて、総量規制の実施を検討すべきと考えているかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	14	23	48	14	99
5 万人以上	20	18	72	19	129
5 万人未満	29	73	237	76	415
合計	63	114	357	109	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	14.1	23.2	48.5	14.1	100.0
5 万人以上	15.5	14.0	55.7	14.7	100.0
5 万人未満	7.0	17.6	57.1	18.3	100.0
合計	9.8	17.7	55.5	17.0	100.0

○【施設入所支援】総量規制の対象となっているサービスについて、総量規制の実施を検討すべきと考えているかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	8	33	44	14	99
5 万人以上	9	28	73	19	129
5 万人未満	15	75	240	85	415
合計	32	136	357	118	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	8.1	33.3	44.4	14.1	100.0
5 万人以上	7.0	21.7	56.6	14.7	100.0
5 万人未満	3.6	18.1	57.8	20.5	100.0
合計	5.0	21.2	55.5	18.4	100.0

○【居宅介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4	34	46	15	99
5 万人以上	5	32	74	18	129
5 万人未満	14	90	239	72	415
合計	23	156	359	105	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4.0	34.3	46.5	15.2	100.0
5 万人以上	3.9	24.8	57.4	14.0	100.0
5 万人未満	3.4	21.7	57.6	17.3	100.0
合計	3.6	24.3	55.8	16.3	100.0

○【重度訪問介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4	36	45	14	99
5 万人以上	5	32	75	17	129
5 万人未満	12	88	243	72	415
合計	21	156	363	103	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4.0	36.4	45.5	14.1	100.0
5 万人以上	3.9	24.8	58.1	13.2	100.0
5 万人未満	2.9	21.2	58.6	17.3	100.0
合計	3.3	24.3	56.5	16.0	100.0

○【同行援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4	34	47	14	99
5 万人以上	4	33	75	17	129
5 万人未満	10	90	243	72	415
合計	18	157	365	103	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	4.0	34.3	47.5	14.1	100.0
5 万人以上	3.1	25.6	58.1	13.2	100.0
5 万人未満	2.4	21.7	58.6	17.3	100.0
合計	2.8	24.4	56.8	16.0	100.0

○【行動援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4	35	45	15	99
5万人以上	3	35	73	18	129
5万人未満	10	88	244	73	415
合計	17	158	362	106	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4.0	35.4	45.5	15.2	100.0
5万人以上	2.3	27.1	56.6	14.0	100.0
5万人未満	2.4	21.2	58.8	17.6	100.0
合計	2.6	24.6	56.3	16.5	100.0

○【療養介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	6	30	48	15	99
5万人以上	3	32	76	18	129
5万人未満	12	86	241	76	415
合計	21	148	365	109	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	6.1	30.3	48.5	15.2	100.0
5 万人以上	2.3	24.8	58.9	14.0	100.0
5 万人未満	2.9	20.7	58.1	18.3	100.0
合計	3.3	23.0	56.8	17.0	100.0

○【短期入所】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	5	36	43	15	99
5 万人以上	4	30	77	18	129
5 万人未満	12	91	238	74	415
合計	21	157	358	107	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10 万人以上	5.1	36.4	43.4	15.2	100.0
5 万人以上	3.1	23.3	59.7	14.0	100.0
5 万人未満	2.9	21.9	57.3	17.8	100.0
合計	3.3	24.4	55.7	16.6	100.0

○【重度障害者等包括支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4	31	49	15	99
5万人以上	2	31	78	18	129
5万人未満	11	84	246	74	415
合計	17	146	373	107	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4.0	31.3	49.5	15.2	100.0
5万人以上	1.6	24.0	60.5	14.0	100.0
5万人未満	2.7	20.2	59.3	17.8	100.0
合計	2.6	22.7	58.0	16.6	100.0

○【自立訓練】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	5	33	46	15	99
5万人以上	4	30	77	18	129
5万人未満	13	82	245	75	415
合計	22	145	368	108	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5.1	33.3	46.5	15.2	100.0
5 万人以上	3.1	23.3	59.7	14.0	100.0
5 万人未満	3.1	19.8	59.0	18.1	100.0
合計	3.4	22.6	57.2	16.8	100.0

○【就労移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	7	30	47	15	99
5 万人以上	6	29	75	19	129
5 万人未満	13	86	241	75	415
合計	26	145	363	109	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	7.1	30.3	47.5	15.2	100.0
5 万人以上	4.7	22.5	58.1	14.7	100.0
5 万人未満	3.1	20.7	58.1	18.1	100.0
合計	4.0	22.6	56.5	17.0	100.0

○【就労定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	6	31	47	15	99
5 万人以上	3	31	76	19	129
5 万人未満	13	85	240	77	415
合計	22	147	363	111	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	6.1	31.3	47.5	15.2	100.0
5 万人以上	2.3	24.0	58.9	14.7	100.0
5 万人未満	3.1	20.5	57.8	18.6	100.0
合計	3.4	22.9	56.5	17.3	100.0

○【自立生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5	31	48	15	99
5 万人以上	3	32	75	19	129
5 万人未満	13	81	245	76	415
合計	21	144	368	110	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5.1	31.3	48.5	15.2	100.0
5 万人以上	2.3	24.8	58.1	14.7	100.0
5 万人未満	3.1	19.5	59.0	18.3	100.0
合計	3.3	22.4	57.2	17.1	100.0

○【共同生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	14	29	42	14	99
5 万人以上	11	25	74	19	129
5 万人未満	20	80	240	75	415
合計	45	134	356	108	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	14.1	29.3	42.4	14.1	100.0
5 万人以上	8.5	19.4	57.4	14.7	100.0
5 万人未満	4.8	19.3	57.8	18.1	100.0
合計	7.0	20.8	55.4	16.8	100.0

○【計画相談支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4	34	45	16	99
5万人以上	3	35	72	19	129
5万人未満	11	93	236	75	415
合計	18	162	353	110	643

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	4.0	34.3	45.5	16.2	100.0
5万人以上	2.3	27.1	55.8	14.7	100.0
5万人未満	2.7	22.4	56.9	18.1	100.0
合計	2.8	25.2	54.9	17.1	100.0

○【地域移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
10万人以上	5	32	46	16	99
5万人以上	3	32	75	19	129
5万人未満	12	82	244	77	415
合計	20	146	365	112	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5.1	32.3	46.5	16.2	100.0
5 万人以上	2.3	24.8	58.1	14.7	100.0
5 万人未満	2.9	19.8	58.8	18.6	100.0
合計	3.1	22.7	56.8	17.4	100.0

○【地域定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか（事業者指定権限のない自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5	32	46	16	99
5 万人以上	3	32	74	20	129
5 万人未満	12	82	244	77	415
合計	20	146	364	113	643

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
10 万人以上	5.1	32.3	46.5	16.2	100.0
5 万人以上	2.3	24.8	57.4	15.5	100.0
5 万人未満	2.9	19.8	58.8	18.6	100.0
合計	3.1	22.7	56.6	17.6	100.0

<支給決定事務全般>

○支給決定基準や支給決定ガイドラインの公開有無

■度数（単位：団体）

	公開している	公開していない	合計
政令市	4	8	12
中核市	16	27	43
10 万人以上	26	85	111
5 万人以上	23	115	138
5 万人未満	42	396	438
合計	111	631	742

■割合（単位：％）

	公開している	公開していない	合計
政令市	33.3	66.7	100.0
中核市	37.2	62.8	100.0
10 万人以上	23.4	76.6	100.0
5 万人以上	16.7	83.3	100.0
5 万人未満	9.6	90.4	100.0
合計	15.0	85.0	100.0

○障害福祉サービスの周知方法（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	自治体 HP	パンフレッ ト	障害者手帳 発行時に説 明	イベント開 催	その他
政令市	12	12	7	8	0	2
中核市	43	41	19	28	4	5
10 万人以上	111	103	34	83	17	16
5 万人以上	138	124	47	92	20	12
5 万人未満	438	294	136	319	19	29
合計	742	574	243	530	60	64

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	自治体 HP	パンフレッ ト	障害者手帳 発行時に説 明	イベント開 催	その他
政令市	12	100.0	58.3	66.7	0.0	16.7
中核市	43	95.3	44.2	65.1	9.3	11.6
10 万人以上	111	92.8	30.6	74.8	15.3	14.4
5 万人以上	138	89.9	34.1	66.7	14.5	8.7
5 万人未満	438	67.1	31.1	72.8	4.3	6.6
合計	742	77.4	32.7	71.4	8.1	8.6

2.都道府県向けアンケート

<基本情報>

○人口千人あたりの障害福祉サービス等の施設・事業所数（介護給付・訓練等給付）

■度数（単位：団体）

	0.5 未満	0.5 ～1.0 未満	1.0 ～1.5 未満	1.5 ～2.0 未満	2.0 ～2.5 未満	2.5 ～3.0 未満	3.0 以上	合計
都道府県	12	20	13	2	0	0	0	47

■割合（単位：％）

	0.5 未満	0.5 ～1.0 未満	1.0 ～1.5 未満	1.5 ～2.0 未満	2.0 ～2.5 未満	2.5 ～3.0 未満	3.0 以上	合計
都道府県	25.5	42.6	27.7	4.3	0.0	0.0	0.0	100.0

<市町村との連携>

○市町村との情報連携（指定事業者の情報、施設の情報、他市町村との調整、研修開催、等）をスムーズに行うための独自の取り組みの有無

■度数（単位：団体）

	独自の取り組み あり	独自の取り組み なし	合計
都道府県	13	34	47

■割合（単位：％）

	独自の取り組み あり	独自の取り組み なし	合計
都道府県	27.7	72.3	100.0

○都道府県全体の支給決定の方針を市町村に示しているかどうか

■度数（単位：団体）

	示している	示していない	合計
都道府県	0	47	47

■割合（単位：％）

	示している	示していない	合計
都道府県	0.0	100.0	100.0

<事業者指定>

○指定障害福祉サービス事業者の指定権限における市町村への権限移譲の考え方

■度数（単位：団体）

	積極的に市町村へ権限移譲したいと考えている	市町村から権限移譲に関する相談を受けた場合に検討する	都道府県で事業者指定することを原則とする	その他	合計
都道府県	9	18	16	4	47

■割合（単位：％）

	積極的に市町村へ権限移譲したいと考えている	市町村から権限移譲に関する相談を受けた場合に検討する	都道府県で事業者指定することを原則とする	その他	合計
都道府県	19.1	38.3	34.0	8.5	100.0

○条例で定める指定障害福祉サービス事業者の指定基準の内容

■度数（単位：団体）

	原則、省令と同程度の基準	省令に上乗せした基準	未回答・無効	合計
都道府県	41	6	0	47

■割合（単位：％）

	原則、省令と同程度の基準	省令に上乗せした基準	未回答・無効	合計
都道府県	87.2	12.8	0.0	100.0

○指定障害福祉サービス事業者の指定の考え方

■度数（単位：団体）

	原則、基準を満たしていれば指定する	基準を満たしていても指定しないことがある	未回答・無効	合計
都道府県	45	2	0	47

■割合（単位：％）

	原則、基準を満たしていれば指定する	基準を満たしていても指定しないことがある	未回答・無効	合計
都道府県	95.7	4.3	0.0	100.0

○指定障害福祉サービス事業者を指定する際に実施しているプロセス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答自治体数	申請者との事前面談	課内会議等の庁内会議で協議	第三者機関（協議会等）の意見の聴取	いずれも実施していない
都道府県	47	35	9	2	11

■割合（単位：％）

	回答自治体数	申請者との事前面談	課内会議等の庁内会議で協議	第三者機関（協議会等）の意見の聴取	いずれも実施していない
都道府県	47	74.5	19.1	4.3	23.4

○日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の指定を行う際、申請者に、運営内容や活動内容等を説明させ、その内容を提出させているかどうか

■度数（単位：団体）

	提出させている	提出させていない	未回答・無効	合計
都道府県	18	29	0	47

■割合（単位：％）

	提出 させている	提出 させていない	未回答・無効	合計
都道府県	38.3	61.7	0.0	100.0

<意見申出制度>

○意見申出制度について、管内市町村への周知の有無

■度数（単位：団体）

	周知した	周知していない	合計
都道府県	31	16	47

■割合（単位：%）

	周知した	周知していない	合計
都道府県	66.0	34.0	47

○障害福祉サービス事業者を指定する際に、管内市町村からあらかじめ通知するよう求めがあった自治体

■度数（単位：団体）

	管内市町村から通知 の求めがあった	管内市町村から通知 の求めがなかった	未回答・無 効	合計
都道府県	8	38	1	47

■割合（単位：%）

	管内市町村から通知 の求めがあった	管内市町村から通知 の求めがなかった	未回答・無 効	合計
都道府県	17.0	80.9	2.1	100.0

○管内市町村から意見申出があった自治体（管内市町村から通知の求めがあった自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	意見の申出が あった	今のところ 意見の申出は無い	合計
都道府県	4	4	8

■割合（単位：%）

	意見の申出が あった	今のところ 意見の申出は無い	合計
都道府県	50.0	50.0	100.0

○管内市町村からの意見申出の内容（意見申出があった自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	事業者 のサー ビス提 供地域 の変更	定員の 制限	定員の 追加	中重度 者や特 定の障 害種別 障害児 者の受 け入れ 体制を 進める こと	近隣自 治体へ の事業 所設置 に対 し、自 市町村 の障害 児者 に 対 して もサー ビスを 提供す ること	事業者 ネット ワーク や協議 会に連 携・協 力また は参加 するこ と	その他
都道府県	4	0	0	0	3	0	1	1

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	事業者 のサー ビス提 供地域 の変更	定員の 制限	定員の 追加	中重度 者や特 定の障 害種別 障害児 者の受 け入れ 体制を 進める こと	近隣自 治体へ の事業 所設置 に対 し、自 市町村 の障害 児者 に 対 して もサー ビスを 提供す ること	事業者 ネット ワーク や協議 会に連 携・協 力また は参加 するこ と	その他
都道府県	4	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	25.0

○意見申出に対して行った対応（意見申出があった自治体のみ、複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	市町村の意見申出通 りに対応した	市町村の意見を踏ま えつつ、意見とは異 なる対応をした	市町村の意見を検討 したうえで、対応は 行わなかった
都道府県	4	4	0	1

■割合（単位：%）

	回答 自治 体数	市町村の意見申出通 りに対応した	市町村の意見を踏ま えつつ、意見とは異 なる対応をした	市町村の意見を検討 したうえで、対応は 行わなかった
都道府県	4	100.0	0.0	25.0

<総量規制>

○【介護給付】令和6年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	0	1	1	1	0	0	0	0

	回答 自治 体数	療養介護		生活介護		短期入所		重度障害者等 包括支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	6	0	10	0	2	1	0	0

	回答 自治 体数	施設入所支援	
		超過	超過 見込 み
都道府県	47	11	1

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	0.0	2.1	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0

	回答 自治 体数	療養介護		生活介護		短期入所		重度障害者等 包括支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	12.8	0.0	21.3	0.0	4.3	2.1	0.0	0.0

	回答 自治 体数	施設入所支援	
		超過	超過 見込 み
都道府県	47	23.4	2.1

○【訓練等給付】令和6年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	自立訓練		就労移行支援		就労継続支援 A 型		就労継続支援 B 型	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	6	1	5	0	2	1	11	0

	回答 自治 体数	就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	1	0	0	0	10	1

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	自立訓練		就労移行支援		就労継続支援 A 型		就労継続支援 B 型	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	12.8	2.1	10.6	0.0	4.3	2.1	23.4	0.0

	回答 自治 体数	就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	2.1	0.0	0.0	0.0	21.3	2.1

○【計画相談支援】令和6年度の見込量を既に超過しているサービス・超過見込みとなるサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	0	0	0	0	0	0

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
		超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み	超過	超過 見込 み
都道府県	47	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○福祉計画におけるサービスの見込量の推計方法

■度数（単位：団体）

	過去のサービス 量実績の変化率 の平均を用いた サービス見込量 推計の方法	人口当たり利用 率を用いたサー ビス見込量推計 方法	管内市町 村の見込 量を合計	その他	合計
都道府県	0	0	45	2	47

■割合（単位：％）

	過去のサービス 量実績の変化率 の平均を用いた サービス見込量 推計の方法	人口当たり利用 率を用いたサー ビス見込量推計 方法	管内市町 村の見込 量を合計	その他	合計
都道府県	0.0	0.0	95.7	4.3	100.0

○見込量を設定するにあたり考慮していること（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	人口 構成 が似 た都 道府 県の 伸び の状 況	周辺 都道 府県 のサ ービ ス利 用の 伸び や事 業所 数の 状況	管内 市町 村の サー ビス 利用 の伸 びや 事業 所数 の状 況	アン ケー ト調 査結 果 （住 民の サー ビス 利用 意向 の動 向）	事業 所調 査結 果 （管 内事 業所 の事 業規 模の 拡 大・ 縮小 意 向）	国の 障害 福祉 施策 の動 向 （基 本指 針 等）	管内 市町 村の 障害 福祉 施策 に関 する 意向	その 他
都道府県	47	0	0	17	3	3	14	14	16

■割合（単位：団体）

	回答 自治 体数	人口 構成 が似 た都 道府 県の 伸び の状 況	周辺 都道 府県 のサ ービ ス利 用の 伸び や事 業所 数の 状況	管内 市町 村の サー ビス 利用 の伸 びや 事業 所数 の状 況	アン ケー ト調 査結 果 （住 民の サー ビス 利用 意向 の動 向）	事業 所調 査結 果 （管 内事 業所 の事 業規 模の 拡 大・ 縮小 意 向）	国の 障害 福祉 施策 の動 向 （基 本指 針 等）	管内 市町 村の 障害 福祉 施策 に関 する 意向	その 他
都道府県	47	0.0	0.0	36.2	6.4	6.4	29.8	29.8	34.0

○総量規制を実施しているサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
都道府県	47	5	5	6	9

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
都道府県	47	10.6	10.6	12.8	19.1

○【生活介護】総量規制の実施に際して市町村との協議実施の有無（生活介護において総量規制を実施している自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	5	0	0	5

■割合（単位：％）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	100.0	0.0	0.0	100.0

○【就労継続支援 A 型】総量規制の実施に際して市町村との協議実施の有無（就労継続支援 A 型において総量規制を実施している自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	5	0	0	5

■割合（単位：％）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	100.0	0.0	0.0	100.0

○【就労継続支援 B 型】総量規制の実施に際して市町村との協議実施の有無（就労継続支援 A 型において総量規制を実施している自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	6	0	0	6

■割合（単位：％）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	100.0	0.0	0.0	100.0

○【施設入所支援】総量規制の実施に際して市町村との協議実施の有無（就労継続支援 A 型において総量規制を実施している自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	7	1	1	9

■割合（単位：％）

	市町村に 協議した	市町村に 協議していない	未回答・無効	合計
都道府県	77.8	11.1	11.1	100.0

○福祉計画に定めるサービスの必要量に達しているにもかかわらず総量規制を実施していないサービス（複数回答）

■度数（単位：団体）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
都道府県	47	8	2	7	6

■割合（単位：％）

	回答 自治 体数	生活介護	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	施設入所支援
都道府県	47	17.0	4.3	14.9	12.8

○総量規制に対する基本的な考え方

■度数（単位：団体）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
都道府県	2	4	15	11	14	1	47

■度数（単位：％）

	供給＞見 込量とな る場合は 速やかに 規制を検 討	供給＞見 込量とな ってから 一定期間 もしくは 一定量を 超える場 合に検討	周辺自治 体の広域 圏でも供 給＞見込 量となる 場合に検 討	原則総量 規制は実 施しない	その他	未回 答・無 効	合計
都道府県	4.3	8.5	31.9	23.4	29.8	2.1	100.0

○総量規制を検討する理由（総量規制に対する基本的な考え方において、総量規制を検討すると回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	サービスの 質を確保す るため	費用の伸び を抑制する ため	市町村から 総量規制を 求める声が 強いため	その他	未回答・無 効	合計
都道府県	16	1	2	1	1	21

■割合（単位：％）

	サービスの 質を確保す るため	費用の伸び を抑制する ため	市町村から 総量規制を 求める声が 強いため	その他	未回答・無 効	合計
都道府県	76.2	4.8	9.5	4.8	4.8	100.0

○総量規制を検討すべきでない理由（総量規制に対する基本的な考え方において、原則総量規制は実施しないと回答した自治体のみ）

■度数（単位：団体）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	市町村から総量規制に否定的な声が強い	その他	未回答・無効	合計
都道府県	5	1	0	0	4	1	11

■割合（単位：％）

	見込量を超える需要に対応するため	事業者の意向がある限りは参入を認めるべき	既存事業所の業務改善のインセンティブが失われるのを防ぐため	市町村から総量規制に否定的な声が強い	その他	未回答・無効	合計
都道府県	45.5	9.1	0.0	0.0	36.4	9.1	100.0

○【居宅介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【重度訪問介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	1	42	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	2.1	89.4	0.0	100.0

○【同行援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	1	42	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	8.5	2.1	89.4	0.0	100.0

○【行動援護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	4	1	42	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	8.5	2.1	89.4	0.0	100.0

○【療養介護】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	4	1	42	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	8.5	2.1	89.4	0.0	100.0

○【短期入所】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	1	42	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	2.1	89.4	0.0	100.0

○【重度障害者等包括支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【自立訓練】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【就労移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【就労定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【自立生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【共同生活援助】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	6	1	40	0	47

■割合（単位：%）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	12.8	2.1	85.1	0.0	100.0

○【計画相談支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらともいえない	未回答	合計
都道府県	2	0	45	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	4.3	0.0	95.7	0.0	100.0

○【地域移行支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

○【地域定着支援】総量規制の対象サービスとなった場合に総量規制の実施を検討すべきかどうか

■度数（単位：団体）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	4	0	43	0	47

■割合（単位：％）

	検討すべき	検討すべきでない	どちらとも いえない	未回答	合計
都道府県	8.5	0.0	91.5	0.0	100.0

令和 6 年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究

令和 7 年 3 月

株式会社工業市場研究所 第二事業本部 大阪事業所
〒550-0005 大阪市西区西本町 1-7-8 柴田東急ビル 8F
TEL : 06-6533-0633 FAX : 06-6533-0631